

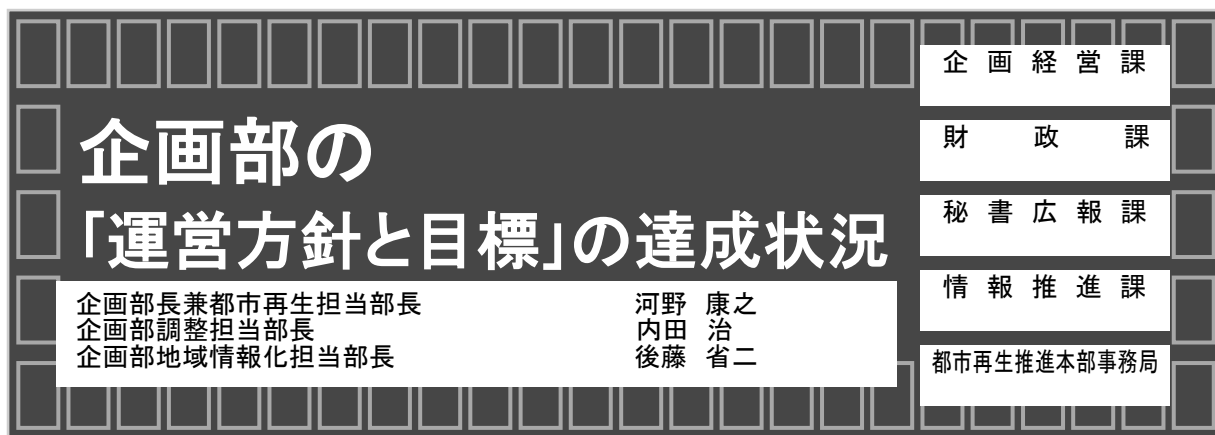
第Ⅲ章

「各部の運営方針と目標」の達成状況

平成 24 年度

- 1 企 画 部
- 2 総 務 部
- 3 市 民 部
- 4 生活環境部
- 5 健康福祉部
- 6 子ども政策部
- 7 都市整備部
- 8 教育委員会

「各部の運営方針と目標」は、①部の使命・目標に関する認識、②職員数、予算規模等の部の経営資源、③部の実施方針及び個別事業の目標等で構成されています。本章では、平成 24 年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況として、個別事業とその目標の実績について掲載しています。



■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 市民のニーズや社会の変化に対応した計画等の策定により、市のビジョンや運営方針を市民に明らかにするとともに、効率的な市政運営と健全な財政運営をめざした自治体経営の確立を図ります。
- 開かれた行政をめざして市政情報の積極的な提供を行うとともに、市民ニーズや市の実勢に関する調査と情報提供を通して庁内の効果的な政策形成への支援を図ります。
- 地域情報化の推進に取り組むとともに、庁内情報の適切なマネジメントを確立します。
- 公共施設の整備・再配置に関する基本的な方針の調整等を行い、都市再生の総合的な推進を図ります。

各課の役割

企画部は、企画経営課、財政課、秘書広報課及び情報推進課の4課に、平成 21 年度から都市再生推進本部事務局を加えて構成され、基本構想・基本計画等に掲げる理念を実現するスタッフ部門として機能するため、①政策立案、②財政(予算・決算)、③行政評価、④行財政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国際化施策、⑧統計調査、⑨都市再生、⑩総合調整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

■ 2 ■ 部の経営資源(平成 24 年 4 月 1 日現在)

①職員数

■職員数

企画部職員 43 人

■職員比率(正規職員)

企画部 43 人 / 市職員 1,016 人

→ 職員比率 約 4.2 %

②予算規模

■予算規模

平成24年度企画部予算額

一般会計 13,962,503,000円

そのうち特別会計への繰出金、市債の償還費及び予備費を除く事業費

一般会計 5,274,415,000 円

実施方針

●第4次三鷹市基本計画の着実な推進

平成 24 年度が第4次基本計画及び同時策定・改定を行った個別計画の実質的な「実行元年」となることを踏まえ、計画の積極的かつ着実な推進を図るため、「最重点プロジェクト」である「都市再生」「コミュニティ創生」と「緊急プロジェクト」である「危機管理」の3つを重点施策として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

●徹底した行財政改革による「持続可能な自治体経営の創造」に向けた取り組み

将来的にはこれまでのような人口増加による税収増が見込めないことから、「低成長時代」における緊縮財政を常に想定し、厳しい財政状況においても、財政の健全性を維持しつつ的確な市政運営を行うため、行財政改革アクションプラン 2022 で主要な取り組みとして位置付けた「事務事業総点検運動」及び「公共施設総点検運動」を積極的に展開し、選択と集中による「施策の重点化」と「行政のスリム化」を図ります。

●新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業の推進と都市再生の取り組み

第4次基本計画の最重点プロジェクトである「都市再生」の取り組みとして、その中核事業である「新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業」については、平成 25 年度に予定している施設整備の着工に向け、実施設計を完了するとともに、平成 23 年度に策定した管理運営方針に基づき、管理運営計画の検討を進めます。

また、公共施設の効率的な整備、運営及び計画的な再配置などに取り組み、既存社会資本の有効な活用と環境との調和を図りながら、ハード、ソフト両面における「都市の質的向上」による命と暮らしを守るまちづくりを推進します。

●基礎自治体としてのセーフティーネット機能の確立

東日本大震災、経済危機等による不安定かつ深刻な状況が依然として続いていることや、国の政策動向が不透明な中、国・東京都等の動向の的確な把握に努めながら、市民に最も身近な基礎自治体として市民の暮らしを守るセーフティーネット機能の確立を図り、市民及び市にとって必要とされる事業の推進に向けた総合調整を進めます。

●自治基本条例の定着と協働のまちづくりの推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。また、地域の人財^(*)、情報、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用し、三鷹市政で培われてきた民学産公の参加と協働のまちづくりを総合的に展開します。

(*)人財:三鷹市では、通常使われる「人材」ではなく、「財産」「宝」を意味する、「人財」という言葉を使っています。

●地方分権の推進と自治基盤の強化

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法及び第2次一括法)の成立を踏まえ、義務付け・枠付けの見直し、都からの事務権限移譲等への適切な対応を図ります。

また、自治基本条例で掲げた「適切な政府間関係の確立」を図るために、交付税不交付団体である基礎自治体の立場から国等に積極的に問題提起を行う一方、自らも行政評価を始めとしたマネジメント・システムの改革を進め、財政健全化法も踏まえたストックとフローの適切な管理を行うなど、持続可能な自治体経営の確立、自治基盤の強化に取り組めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 第4次三鷹市基本計画の協働による推進(企画経営課)

〈「施政方針」掲載事業〉

第4次基本計画及び同時に策定、改定した個別計画について、経営本部体制のもと、事業評価や「各部の運営方針と目標」の設定、プロジェクト調整会議による庁内横断的な取り組み等を通じて、総合調整機能を発揮し、計画の積極的かつ着実な推進を図ります。計画の推進にあたっては、まちづくり総合研究所や庁内プロジェクト・チームによる民学産公の取り組みを支援します。

また、基本計画について、広報特集号の発行や計画冊子の電子データ化を図りホームページ等を活用した効果的な情報発信を行います。

(目標指標:第4次基本計画及び各個別計画の推進のため、事業評価の実施やプロジェクト調整会議等による庁内横断的な取り組みを通じ総合調整を図ります。第4次基本計画について、広報特集号を発行するとともに、計画冊子の電子データ版をホームページ等で公表します。)

■達成状況■

第4次基本計画及び各個別計画について、事業評価や「各部の運営方針と目標」の設定、プロジェクト調整会議による庁内横断的な取り組み等を通じて、計画の積極的かつ着実な推進を図りました。また、日本無線(株)三鷹製作所の廃止や杏林大学三鷹新キャンパス計画など、三鷹のまちづくりにとって重要な課題について、庁内体制を整え対応を図りました。

基本計画について、広報特集号の発行や計画冊子のデジタル化を図り効果的に情報を発信しました。計画冊子のデジタル化により、利便性の向上を図りつつ紙の使用量を抑制し、第3次基本計画(第2次改定)の印刷製本費に比べ約210万円経費を節減しました。さらに、教育部と連携し、緊急雇用創出事業臨時特例補助事業

を活用し22の個別計画等について電子書籍化し、先進的な取り組みとして報道機関に取り上げられ、注目を集めました。

2 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備に向けた実施設計等の推進

(都市再生推進本部事務局)

〈「施政方針」掲載事業〉

UR都市機構との連携を図りながら、「防災公園街区整備事業」を活用し、着実に事業を推進していきます。平成25年度から着工を予定している施設整備に向けて、引き続き審議会や利用団体等との意見交換を行いながら、詳細な施設計画などの検討を進め、実施設計を完了します。また、平成24年3月に策定した管理運営方針に基づき、管理運営計画の検討に着手します。

UR都市機構による「防災公園街区整備事業」の実施に伴い、今年度より、年次計画に従って、整備事業費を負担するとともに、事業用地の一部をUR都市機構から取得します。

工事の着工に向け、総務部契約管理課及び関係部署との調整を図りながら、暫定管理地内の施設の解体撤去工事を実施します。

(目標指標:平成25年度から予定している施設整備に向け、実施設計を完了します。また、管理運営計画の検討を行います。)

■達成状況■

平成23年度より進めてきた実施設計を平成25年3月に完了するとともに、審議会、利用者団体との意見交換や庁内関係部署との調整を図りながら、管理運営計画の検討を進めました。また、事業敷地の周辺道路の無電柱化に取り組むこととし、その概略設計を完了しました。

事業敷地の中心である暫定管理地(東京多摩青果(株)三鷹市場跡地)内の施設の解体撤去工事を平成25年3月に完了し、多機能複合施設の建設敷地をUR都市機構から取得しまし

た。また、年次計画に従って防災公園部分の整備事業費を負担しました。

なお、防災公園の整備については、平成 25 年1月に国土交通大臣から都市計画事業として承認されました。

平成 23 年度に引き続き、「広報みたか」へ事業紹介記事を毎号掲載するとともに、施設完成後をイメージした模型の展示では来展者が 1,500 人を超すなど、広く市民へ事業PRを行いました。

平成 25 年度は、施設の建設工事及び無電柱化整備に着手するとともに、管理運営計画の検討をさらに進めるなど、引き続き事業を推進していきます。

3 事務事業総点検運動の推進

【行革推進事業】(財政課)

〈「施政方針」掲載事業〉

依然として厳しさの続く社会経済状況の中にあつて、平成 25 年度予算を確実に編成するため、平成 22 年度から取り組んできた事務事業総点検の再確認を行うとともに、使用料・手数料等全般についての評価・検証に取り組みます。

このほか、財政の健全性を維持しながら的確に市政運営を進めていくため、これまでの事務事業総点検運動の成果を発展的に継承する、事業評価制度の再構築に取り組むとともに、緊縮財政を想定した予算編成のあり方の検討を進めます。

検討にあたっては、新設する庁内プロジェクト・チーム(持続可能な行政サービスのあり方に関する検討チーム(仮称))と連携しながら、すべての事務事業について、それぞれの事業特性を踏まえた評価・検証が行えるよう、合理的かつ客観的な基準づくりに取り組みます。

(目標指標:事務事業総点検運動を推進し、平成 25 年度予算を確実に編成するとともに、事業評価制度の再構築と予算編成のあり方について検討を進めます。)

■達成状況■

平成 23 年度の事務事業総点検運動におい

て見直しを保留した事業の再検討、各部からの新たな事業見直し提案の検討に加え、使用料・手数料等全般の検証を行いました。さらに、「ゼロアップ創造予算」として、経費削減のみならず、細かな配慮と創意工夫により、市民サービスの向上を図る取り組みを進め、平成 24 年度の事務事業総点検運動(ゼロアップ創造予算を含む)としては、122 事業を見直し、約2億3千万円の経費削減を図りました。

また、「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討チーム」での検討状況と整合を図りながら、平成 25 年度で試行する新たな事業評価と連携した予算編成に向けた基盤整備として、予算書の「事項」の分割や統合、名称変更などの整理を行いました。

4 行財政改革アクションプラン 2022 の推進と持続可能な行政サービスのあり方

の検討 【行革推進事業】(企画経営課)

〈「施政方針」掲載事業〉

行財政改革アクションプラン2022に基づき、さらなる行財政改革を推進します。

主要な取り組み及び最重点課題をはじめとする諸課題の達成状況を評価・検証し、自治体経営白書で公表するとともに、財政の健全性を維持しつつ、多様な市民サービスを提供する基礎自治体の責務を果たすため、今後の「持続可能な行政サービスのあり方」について庁内プロジェクト・チームを設置して検討し、事務事業を客観的に評価・検証するための基準の作成に取り組みます。また、行政サービスの質的向上と効率的な実施が見込まれる業務等について、民間企業、NPO、市民団体、外郭団体等が実施方法や実施主体等に関して提案する制度(提案型アウトソーシング)の創設に向けて検討します。さらに、これらの取り組みを踏まえ、事業評価制度の再構築に向けた検討を進めます。

(目標指標:庁内プロジェクト・チームを設置し、「事務事業の評価・検証基準」を作成します。)

■達成状況■

庁内プロジェクト・チーム「持続可能な行政サ

ービスのあり方に関する検討チーム」を設置し、行政評価の再構築に向けた検討を進めました。検討チームでは、すべての事業を定期的・悉皆的に検証できる仕組みとして「対話による創造的
事業改革手法(仮称)」の導入に向けた報告書を作成しました。平成 25 年度は、事業評価制度を改訂しながら、新たな事業改革手法の試行に取り組み、さらなる行財政改革の推進を図ります。

なお、提案型アウトソーシングについては、新たな事業改革手法の導入を踏まえ、さらなる検討を進めることとしました。

5 地域情報化プラン 2022 の推進と新たな ICT 施策の推進(情報推進課)

〈「施政方針」掲載事業〉

地域情報化プラン 2022 に基づき、「ネットワーク・コミュニティによる課題解決や絆による価値の創造」、「行財政改革に向けた情報システムの実現」という地域と行政の課題を解決する手段としての ICT 利活用について検討を行います。その際、「情報セキュリティの確保及びプライバシー保護の推進」に最大限留意するとともに、「民学産公の協働」による取り組みを推進し、「誰もが利用可能な ICT の社会」の実現をめざします。

平成 24 年度は、市の関係部署との連携を図るほか、SI 事業者(*)を活用することにより、市内の ICT 事業者等の団体との連携を強化します。

また、地域情報化推進協議会を発足させ、民学産公の協働による事業への取り組みを実施すること等により、新たな ICT 施策を推進します。さらに、国(厚生労働省)の緊急雇用に関する補助金を活用した ICT 人財育成事業を実施します。

(*)SI(System Integration/システムインテグレーション):SIとは、顧客の業務内容を分析し、問題にあわせた情報システムの企画、構築、運用、保守管理等を一括して行うこと。SIを行う事業者をシステムインテグレーターという。

(目標指標:地域情報化プラン 2022 に基づき新たな ICT 施策を推進します。)

■達成状況■

実施にあたっては、国の緊急雇用や ICT 街づくり実証事業等の補助金を活用した ICT 施策を実施しました。

総務省事業である ICT 街づくり実証事業では、SI 事業者の(株)まちづくり三鷹を活用し事業の受託契約を行い、駅前 Wi-Fi、IP 告知(買物支援・見守り)、要援護者支援、情報伝達制御の 4 つのシステムの構築を行いました。

また、厚生労働省の緊急雇用に関する補助金を活用し、ICT 人財育成事業(Ruby 講座)を行いました。

平成 25 年度以降の事業推進にあたっては、庁内の地域情報化プラン推進会議に加え、地域情報化推進協議会を中心とした民学産公の協働による事業の取り組みを進めるとともに、国の ICT 利活用に関する実証事業等の財政支援策を活用すべく検討を進め事業展開を図ります。

6 個人情報保護条例の見直し・改正

(情報推進課)

現在、国では「自治体クラウド(*)の推進」を掲げ、自治体の業務システムの標準化・共同化・クラウド化を推進しています。また、「社会保障・税に関わる番号制度」(通称「マイナンバー」)の導入をめざして、関係法案を国会に上程していることから、今後、市においても、個人情報等を含む情報処理のネットワーク経由の利用が拡大することが想定されます。

市では昭和 62 年に個人情報保護条例を施行し、個人情報の収集、利用及び提供や外部への委託等について規定を設け、個人情報の保護を図ってきました。また、平成 14 年には住民基本台帳ネットワークの運用開始に対応するため、国、地方公共団体等との通信回線による接続禁止規定について、一部可能とする内容の条例改正を行っていますが、新たなネットワーク時代に適切に対応するとともに、新たな視点から個人情報保護のための措置を制度化すべく、個人情報保護条例の見直し・改正を行います。

(*)クラウド(クラウドコンピューティング・クラウドサービス):ネットワーク上の見えないところにあるサーバー群「クラウド(雲)」等が提供するICTの利用形態のこと。自治体クラウドは地方自治体の情報システムをデータセンター(DC)に移し、複数の市町村がシステムを共同で使うことができる環境、またはその環境をつくる取り組みを指す。
(目標指標:個人情報保護条例の見直しと改正を行います。)

■達成状況■

システムの共同化・クラウド化の推進に伴う、ネットワークを介した個人情報等の情報の取り扱いについて検討するとともに、マイナンバーが導入された場合の影響について調査を実施し、関連する条項の見直し作業を行いました。法案の廃案に伴い、現時点での改正は見送ることとしました。今後、法案の成立及び国の定める個人情報保護に関するガイドラインに沿った形で再度検討を行い、必要な条例改正を実施していきます。

7 男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 に基づく男女平等参画の推進 (企画経営課)〈「施政方針」掲載事業〉

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 に基づき、各種啓発事業の実施などにより、男女平等意識の醸成に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び推進、防災活動における男女平等参画の視点の導入、女性センター機能の拡充に向けた検討等に取り組めます。

推進にあたっては、男女平等参画審議会での意見を踏まえるとともに、関連施策の実施主体である庁内関係各課や女性問題懇談会を中心とする市民団体等との連携を図ります。
(目標指標:男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 に基づき、全庁的な推進に取り組めます。)

■達成状況■

啓発事業では、「男女平等参画のためのみとか市民フォーラム」が来場者で満席になり、参加者アンケートでも高い満足度が得られるなど成

果を収めました。また、啓発誌「コーヒー入れて!」の電子書籍化など男女平等参画に関する意識の醸成に努めました。ワーク・ライフ・バランスの推進に関しては、横断幕等の設置の他、市主催や市民団体との共催講座などを通じて広く啓発を行いました。

平成 25 年2月には新期の男女平等参画審議会を開催し、男女平等参画に関する施策・事業の取り組み状況や地域防災計画改定における男女平等参画の視点等について意見交換を行いました。また、庁内推進連絡会議を開催し、施策・事業の進捗状況について情報共有を図るなど、全庁的な取り組みを進めました。

この他、市役所第2庁舎1階執務室への女性センター機能の一部付加について検討を行い、情報提供機能の付加等に着手しました。「DV相談カード」については、市民センター内の女性トイレや授乳室に配置し、手に取りやすいような工夫を行いました。

今後は、市と各種事業を共催してきた三鷹市女性問題懇談会が平成 24 年度をもって解散したことなども踏まえ、新たな事業推進のあり方を検討していきます。

8 平和・人権施策の推進 (企画経営課)〈「施政方針」掲載事業〉

関連団体との協働により平和関連事業を実施します。これまでの8月の平和強調月間での事業(戦没者追悼式及び平和祈念式典、平和展等)に加え、3月には、東京空襲パネル展、地球市民講座、戦跡フィールドワークを実施します。こうした取り組みを通じて、戦争などの直接的暴力がないだけでなく、環境、経済的格差などの問題を含めた積極的平和の視点に立った平和意識の醸成を図ります。

また、子ども自身が暴力から身を守るための教育プログラム(CAPワークショップ)の普及・啓発に取り組むなど人権意識の総合的啓発を推進します。

(目標指標:平和推進関連事業の参加者数の増加をめざします。)

■達成状況■

5月の憲法を記念する市民のつどい、8月の戦没者追悼式並びに平和祈念式典、3月の東京空襲資料展をはじめとする平和関連事業を中心に様々な施策を展開してきました。

平和展については、市役所1階の市民ホールその他、戦没者追悼式並びに平和祈念式典の会場であった芸術文化センターでもパネル展示を行いました。

また、三鷹市公会堂のリニューアルオープンにあわせ、今年で25年目を迎えた平和カレンダーのこれまでの作品を展示した平和カレンダー展を開催するなどの新たな取り組みを実施しました。

こうした取り組みにより、平和推進関連事業の参加者は、前年度より約25%増の3,416人となりました。

子ども自身が暴力から身を守るための教育プログラム(CAPワークショップ)については、小学校5校と市民向け1回を実施し、啓発を推進しました。

9 三鷹ネットワーク大学事業の充実に向けた協働の推進(企画経営課)

〈「施政方針」掲載事業〉

NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、三鷹ネットワーク大学のさらなる活用に向けた取り組みを推進します。平成24年度は、三鷹まちづくり総合研究所の事業として、「オープンシステムを活用したICTのまちづくり」をテーマに研究会を運営するほか、「次世代まちづくり人財養成塾」を開催します。また、市民向けの講演会や職員向け研修等を開催するほか、平成21年度から継続開催している「三鷹の森 科学文化祭」事業を、民学産公の協働の輪をさらに広げて実施します。

(目標指標:三鷹まちづくり総合研究所事業として調査・研究活動を行うとともに、「三鷹の森 科学文化祭」事業を実施します。)

■達成状況■

平成24年度は三鷹まちづくり総合研究所事

業として、「オープンソース・ソフトウェアを活用した地域活性化に向けた研究会」、教育・子育て研究所事業として「コミュニティ・スクール研究会」の2つの研究会を運営しました。

加えて、三鷹市のまちづくりを担う次世代の市民人財を養成するための講座として、「次世代まちづくり人財養成塾」を開催し、高齢者福祉、地域活性化、教育などをテーマとして研究を行いました。

さらに、平成24年度より本格的に活動を開始した市内4か所の「三鷹まちなか協働サロン」においてイベントを実施しました。

また、平成23年度に引き続き、三鷹市と三鷹ネットワーク大学推進機構との共催で「三鷹の森 科学文化祭」を実施し、みたか太陽系ウォークを開催しました。

10 財務会計システム再構築

(情報推進課)

平成19年度に導入した財務会計システムについて、平成24年10月からの稼働に向けた再構築を行います。

実施にあたっては、機器や業務アプリケーション等の情報資源を庁内に導入・整備するのではなく、サービス提供型の契約方式(LGWAN-ASP^(*))を採用し、データセンターにあるシステムを利用することで、災害に強いシステム構築を行うとともに、導入時の費用負担の軽減を図ります。

(*)LGWAN-ASP(エルジーワン・エイエスビー):ASPとは「Application Service Provider」の略。業務アプリケーションソフトをインターネット環境等で顧客に提供するサービス形態のこと。LGWAN-ASPは全国の地方自治体間を相互接続した安定性の高い広域通信網であるLGWAN(「Local Government Wide Area Network(総合行政ネットワーク)」の略)を通信回線として利用したASPサービス。

(目標指標:平成24年10月の稼働に向けて、財務会計システムの構築を行います。)

■達成状況■

当初計画どおり、LGWAN-ASP を利用したクラウド型の新システムに移行し、安定的に稼働しています。

契約にあたり旧システムと比較して約 3,800 万円のコスト削減を実現するとともに、保守・運用に係るコストや手間を大幅に省けることが可能となりました。引き続きセキュリティに配慮しながら、サービス提供に関する規定(SLA)に基づき、システムの安定稼働に向けた運用を行っていきます。

政 策 法 務 課
職 員 課
契 約 管 理 課
防 災 課
土 地 対 策 課
相 談 ・ 情 報 課

実施方針

●政策法務能力の充実強化

事務事業の企画立案段階から政策法務の視点による支援・協力を強化するとともに、効果的な研修の実施等により、職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務能力の充実に努めます。

●職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理への取り組み

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化・嘱託化を進め、継続的に職員定数の見直しと職員の適正配置を行うとともに、定年退職者の増加に対応しつつ、優秀な人財を確保し、組織力の維持向上を図るため、職員採用試験の実施時期、実施方法等を検討し、計画的・効果的な試験を実施します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、各主管課においてより徹底した時間外勤務の自主管理を行い、職員の時間外勤務縮減に取り組むとともに、職員の総

合的な健康管理の推進に努めます。

●入札制度の改善

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保等にも配慮するなど、社会経済状況に配慮しながら、入札制度の継続的な見直しを図ります。

●震災等災害時活動態勢の強化

地域防災計画の本格的改定、事業継続計画[震災編]の推進及び防災関係機関連携訓練の実施等により、市の災害活動態勢を強化し、震災等災害に対する緊急対応体制の確立に努めます。

●情報公開制度の見直し・改正

透明で公正な市政の確立をめざし、情報公開の一層の推進を図るため、情報公開制度の見直し・改正を行います。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 地域防災計画の改定(防災課)

＜「施政方針」掲載事業＞

三鷹市防災会議委員の拡充やまちづくりディスカッションの実施などにより幅広く関係機関・市民の意見を反映するとともに、防災基本計画や東京都地域防災計画との整合を図り、三鷹市地域防災計画を改定します。

(目標指標: 幅広く関係機関・市民の意見を反映し、地域防災計画を改定します。)

■ 達成状況 ■

平成 25 年3月 25 日開催の三鷹市防災会議において、災害に強いまちづくりの推進に向け

た三鷹市地域防災計画(平成 25 年改定)を確定しました。

改定にあたっては、自主防災組織をはじめとした市民団体等へのヒアリング、防災まちづくりディスカッションやパブリックコメント等を実施し、可能な限り市民意見の計画への反映に努めました。

改定計画では、東京都地域防災計画等の関連計画との整合を図るとともに、被害想定の見直しや減災目標の設定、防災施策ごとの予防対策・応急対策・復旧対策の位置づけ等を行いました。また、市民と地域の防災力の向上を最重

点課題とし、自助と共助のより一層の推進を図ることとしました。

2 事業継続計画[震災編]の推進 (防災課)

事業継続推進本部(仮称)を設置し、事業継続マネジメントシステムを確立する中で、地域防災計画の改定に伴う応急復旧業務の見直しや災害対策本部運営訓練の実施・検証等を事業継続計画[震災編]に反映し、同計画を推進します。

(目標指標:実効性の担保の視点を含め、事業継続計画[震災編]を改定・推進します。)

■ 達成状況 ■

地域防災計画を改定する中で、優先度の高い応急復旧業務の検証及び位置付けを行いました。

また、平成 25 年2月 17 日に実施した防災関係機関連携・災害対策本部運営訓練では、非常時優先業務を訓練項目に設定し、同業務の検証を行いました。

検証結果等の事業継続計画[震災編]への反映及び事業継続推進体制のあり方の検討について、平成 25 年度に取り組みます。

3 市民会議、審議会等への無作為抽出 方式による市民参加の推進 【行革推進事業】(職員課)

市民、学識者等の意見を市政に反映させるために設置する市民会議等について、委員の公募枠の設置、男女比の均衡等の具体的な基準を定めた「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」と、市民会議等の会議に関する標準的な運営方法を定めた「三鷹市市民会議等運営要領」を引き続き周知・徹底します。また、平成 22 年度に作成した無作為抽出方式による公募委員候補者名簿の有効期間満了に伴い、新たな名簿を作成し、名簿からの公募委員選任を徹底するなど、引き続き、市民会議等のさらなる活性化を図ります。

(目標指標:全庁的に基準と運営要領の周知を行うとともに、公募枠設置可能な審議会等における公募枠設置比率 100%、女性委員比率約 40%をめざします(行政委員会等を除く。)。また、無作為抽出方式による公募委員候補者名簿を作成し、名簿から公募委員を選任します。)

■ 達成状況 ■

住民基本台帳から 18 歳以上の市民 1,000 人を無作為に抽出し、同意を得て、平成 24 年6月に公募委員候補者名簿を作成しました(名簿登録者数 80 人)。名簿の作成に当たっては、平成 23 年度に実施した名簿登録者へのアンケート結果を踏まえて、制度の検証・改善に取り組みました。

さらに、防災会議に新たに公募委員枠を設置し、名簿登録者から選任するなど、無作為抽出方式による市民参加の推進を図りました。

4 人財育成基本方針の改定 【行革推進事業】(職員課)

行政ニーズが多様化する中で時代に即した職員を育成するため、平成 15 年度に策定した人財育成基本方針の改定を行います。また、改定を行う中で、人財育成に関する職員アンケートを実施し、分析結果を改定等に反映します。

(目標指標:人財育成基本方針の改定を行います。また、人財育成に関する職員アンケートを実施し、改定等への反映を図ります。)

■ 達成状況 ■

人財育成に関する諸制度の運用状況や職員の意識、職場の状況等を把握するため、全職員(校長・副校長を含む。)を対象としたアンケート調査を実施しました(回答者数 811 人、回答率 76%)。

アンケート調査結果を反映した人財育成基本方針(改定原案)を作成しましたが、その確定については、平成 25 年度に行います。

5 職員定数の見直しと適正配置

【行革推進事業】（職員課）

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、職員定数の見直しと職員の適正な配置を推進します。組織力の維持向上を図るため、職員採用試験の実施時期、実施方法等を検討し、より優秀な人財を確保するとともに、職員の知識・経験・技術を市内部に確保・活用するため、再任用職員の適正な配置を進めます。（目標指標：各部ヒアリングに基づき職員定数の見直しを実施し、適正な職員定数とするとともに、組織力の維持向上に必要な職員の採用と再任用職員等の適正配置を行います。）

■ 達成状況 ■

職員定数については、各部とのヒアリング結果に基づき、業務の見直し・委託化等によりさらなる見直しを行いました。

採用試験については、専門職試験（化学技術及び保育士）を実施し、組織における専門性を確保するとともに、引き続き、2次試験の面接前にエントリーシート審査を行うなど、人物重視の選考を実施しました。

また、20人の定年退職者のうち12人の再任用を行い、蓄積された知識・経験・技術を活用した人事配置を行いました。

6 情報公開制度の見直し・改正

（相談・情報課）

情報公開に関する司法の判断や国会での議論、本市における情報公開制度の運用状況や社会情勢の変化を踏まえ、情報公開制度をさらに適切に運用するための見直しを行い、「情報公開制度の手引」の改正等を行います。

（目標指標：情報公開制度の現状と課題を整理し、「情報公開制度の手引」の改正等を行います。）

■ 達成状況 ■

情報公開に関する司法の判断や本市における情報公開制度の運用状況を踏まえ、「情報公開制度の手引」の改正案を作成しました。

7 防災関係機関連携訓練の実施

（防災課）〈「施政方針」掲載事業〉

防災関係機関の参加協力を得て、事前準備及び当日訓練を通じ、市と防災関係機関との連絡方法の確認及び連携活動の強化、並びに市災害対策本部各班業務内容の確認などを行います。

（目標指標：各防災関係機関との連絡調整を緊密に行い、連携を深めます。）

■ 達成状況 ■

防災関係機関連携・災害対策本部運営訓練については、平成25年2月17日、市民センター、教育センター、総合保健センター、南浦小学校、協定を締結している一時避難場所、応急給水施設などを会場として、市を含む48団体、376名の参加により実施しました。

訓練では、各防災関係機関と災害対策本部各班との連携強化を図るとともに、全防災関係機関及び災害対策本部全班が、事業継続計画〔震災編〕の優先度の高い非常時優先業務から訓練項目を設定し、その検証や見直しを行うなど、より実践的な内容としました。

8 第4次三鷹市基本計画の推進及び分権による権限移譲等に伴う条例制定等の支援 （政策法務課）

第4次基本計画の推進を図るために、計画に掲げた条例の制定等に向けて、各所管課や庁内検討チームと連携した積極的な取り組みを進めます。また、地方分権による権限移譲や制度改革に的確に対応するため、企画部と連携して情報の収集・分析を行うとともに、各所管課と協力して必要な条例・規則等の整備を期間内に計画的に進めます。

（目標指標：本年度中に予定している条例制定等を積極的に支援します。）

■ 達成状況 ■

年度内に整備が必要な条例・規則等について、予定どおり公布することができました。また、地方分権に伴う条例整備についての基本的な考え方を取りまとめるとともに、庁内に周知しまし

た。

平成25年度についても、第4次基本計画関連の条例の制定等については、今年度における状況等を踏まえ、引き続き支援します。また、地方分権関連については、上記基本的な考え方に基づき、新第3次一括法の内容を踏まえ対応します。

9 ワーク・ライフ・バランスの推進と時間外勤務の縮減【行革推進事業】(職員課)

職員の時間外勤務の縮減と、メンタルヘルスを含む総合的な健康管理の推進の両面から、職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。

各課における時間外勤務時間縮減の目標設定と自主管理を進め、時間外勤務時間の縮減を図るとともに、年次有給休暇の取得を促進し、総労働時間の縮減を図ります。

また、過重労働による健康障がいを防止するため、対象職員及び所属長に対して産業医との面談を実施するなど、職員の健康管理に努めます。

(目標指標:時間外勤務時間数を、106,000時間以内に縮減します。)

■ 達成状況 ■

時間外勤務の縮減については、各課とのヒアリングの中で周知徹底するとともに、引き続き、完全一斉定時退庁日及び絶対退庁時間を徹底しました。年度末及び年度始めの時間外勤務の縮減について、重点的に取り組み、異動の内示を早め、円滑な事務引継と計画的な事務事業の実施を図りました。

また、過重労働を行った職員及び所属長に対し、産業医との面談を実施し、職員の健康管理に努めました。

年間時間外勤務時間数は、当初見込まれなかった制度改正、事業実施等の影響により、約110,000時間(当初目標106,000時間)となり、前年度比約1,000時間、目標比約4,000時間の増となりました。次年度に向けて、ヒアリングにより各課の状況把握を行うとともに、きめ細かな進行

管理の方策を検討していきます。

10 入札制度の継続的な見直し

【行革推進事業】(契約管理課)

総合評価方式による公共工事の入札を引き続き実施するとともに、入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図り、市内事業者の育成や受注機会の確保等にも配慮するなど、社会経済状況に配慮しながら、入札制度の継続的な見直しを行います。

(目標指標:総合評価方式による入札を継続実施するとともに、入札制度における地域貢献度に対する評価項目等の見直しを行います。)

■ 達成状況 ■

大沢台小学校空調設備設置工事について総合評価方式による一般競争入札を実施しました。

また、事業者の地域貢献度に対する評価等を見直した三鷹市競争入札参加者選定基準に基づき、市内事業者の育成や受注機会の確保等にも配慮した入札を行いました。

市民部の 「運営方針と目標」の達成状況	市 民 課
	市 民 税 課
	資 産 税 課
	納 税 課
	保 険 課
市民部長 市民部調整担当部長	佐藤 好哉 鈴木 伸若

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 窓口での手続や制度変更に関して、市民に分かりやすい説明や行政手続の電子化に努め、より迅速で質の高い市民サービスを提供することにより、市民満足度の向上に努めます。
- 自治体経営の基盤である財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税等の確保に努めます。
- 国民健康保険の健全運営と保険税の収納率の向上に努めます。

各課の役割

市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①4か所の市政窓口を含めた各窓口での市民サービスの提供、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税の収納業務、④国民健康保険・後期高齢者医療業務を行っています。

■ 2 ■ 部の経営資源（平成 24 年 4 月 1 日 現在）

①職員数

■職員数

市民部職員 127 人

■職員比率(正規職員)

市民部 127人／市職員 1,016 人

→ 職員比率 約 12.5 %

②予算規模

■予算規模

平成 24 年度市民部予算額

一般会計 2,343,505,000 円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 485,631,000 円

国民健康保険事業特別会計

16,774,462,000 円

後期高齢者医療特別会計

3,355,990,000 円

■ 3 ■ 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

- 窓口サービス等に対する市民満足度の向上に向けた取り組みを引き続き推進するとともに、住民基本台帳カードの普及とコンビニ交付等の利用拡大を図ります。
- 三鷹市における債権管理の適正化に向け、組織体制の確立、共通管理システムの構築等について具体的な検討を行います。
- 市の財源の根幹である市税収入の把握と収納率の向上を図ります。
- 国民健康保険財政の健全化と保険税の収納率の向上を図ります。

- 市政窓口の委託化に取り組むことにより、市民サービスの質を確保しながら効率的な運営を図るとともに、今後の市政窓口のあり方について検討を行います。
- 住民基本台帳法の一部改正に伴う外国人住民の住民基本台帳への円滑な移行を進めます。
- 特定健康診査・特定保健指導の適正な実施を図り、目標値に向けた実施率等向上をめざします。
- 市保有施設の箱根みたか荘の管理運営のあり方について調査・研究し、今後のあり方について検討を行います。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 窓口サービスの向上 (市民部各課)

市民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、住基カードを利用したコンビニ交付や自動交付機の利用拡大に向け、市民に幅広く周知します。あわせて、引き続き接客対応の向上に努め、制度改正等に対応する職員の説明能力を高めるなど、より質の高い窓口サービスの提供をめざすとともに、市民満足度の検証を行うため、職員の対応に関する市民満足度調査を実施します。

(目標指標:職員の対応に関する満足度については、92%以上をめざします。)

■ 達成状況 ■

平成 24 年度は、自動交付機、コンビニ交付、共に利用が拡大しました。平成 25 年度からは新たなコンビニでも利用が可能となります。

また、接客対応の向上のため、課ごとに業務に即した接客研修を行いました。

平成 25 年3月 18 日から3月 22 日にかけて、

市民課窓口及び各市政窓口において市民満足度調査を実施し、満足度 96.07%という高い評価を得ることができました。

2 市債権管理の適正化と効率的な収納体制の確立【行革推進事業】(納税課)

市税、国民健康保険税その他の三鷹市の債権管理の適正化に向けて、効率的・効果的な収納体制の確立と市税及び国民健康保険税の共通管理システムの構築を図るとともに、市債権の管理基準に関する条例、規則、要領等の整備について、引き続き具体的な検討を行います。

(目標指標:効率的・効果的な収納体制の確立と共通管理システムの構築の実施に向けた具体的な取り組みを進めます。)

■ 達成状況 ■

債権管理・回収検討プロジェクト・チームにおいて、全体会4回、ワーキング・チーム合計 15 回にわたる検討会議を開催し、報告書作成に向け

協議を重ねました。

ワーキング・チームでは、二つの検討専門部会を設け、条例制定を視野に入れ、条例、規則等の制定項目の検討及び市税と国民健康保険税等の収納体制の統合について検討を重ね、次年度以降の収納率向上を図るとともに、納税者一人ひとりへのきめ細かな対応を充実させることとしました。

また、給付時の条件整備及び共通管理システムの構築について、情報共有のあり方や他自治体の事例の検討を行い、継続検討すべき内容を含めて報告書を作成しました。

3 市税収入の把握と収納率の向上 (市民税課、資産税課、納税課)

厳しい経済状況の中で市財政の健全性を維持するため、市歳入の根幹である市税収入を的確に把握するとともに、収納率の一層の向上を図り、市税収入の積極的な確保に努めます。

(目標指標:市税収入の把握について精度を高めるとともに、市税収入の一層の確保に努め、予算達成率^(*)100%を目標とします。現年課税分の市税収納率^(*)については、98.6%をめざします。)

(*)予算達成率=(決算収入額÷予算現額)×100

(*)収納率=(収入額÷課税額)×100

■ 達成状況 ■

市税収入額については、各種の統計情報、経済情勢に関する情報などを収集し、よりの確な把握に努めました。

本年度の市税収入額は、市民税(個人・法人)、固定資産税(土地・償却資産)の増等により当初予算比で6億 7,665 万円の増となった結果、予算達成率は、当初予算比で 102.0%、3月補正後予算比で 100.7%となりました。また、市税収納率は、現年度分が 98.8%、市税全体では 95.3%となり、平成 23 年度の市税全体の収納率 94.7%に対し 0.6 ポイントの増となりました。

税の公平負担を確保し収納率を高めるため、

収納対策として、①「三鷹市納税推進センター」による電話催告、②未折衝案件の訪問強化を行う一方、③「休日臨時納税相談窓口」の開設を行い、納税者の経済状況に配慮しながら丁寧な納税相談に努めました。さらに、④保険課との連携を強化し、重複滞納者に対する合同相談や滞納処分の執行、⑤市民部一丸となった滞納者宅への臨戸訪問などの取り組みを行いました。

4 国民健康保険財政の健全化と収納率の向上(保険課)〈「施政方針」掲載事業〉

国民健康保険財政の健全化をめざし、保険税の収納率の向上を図ります。あわせて、「ジェネリック医薬品希望カード」の利用を促進し、医療費の適正な支出を図ることにより、一般会計からの繰入金削減に努めます。また、保険税の納税通知書等の送付にあたっては、保険税の改定について広報、ホームページ等による周知を図るとともに、改定内容等の丁寧な説明に努めます。

(目標指標:現年課税分の国民健康保険税収納率^(*)については、91.5%をめざします。)

(*)収納率=(収入額÷課税額)×100

■ 達成状況 ■

国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税については、昨年度に続き課税限度額の引き上げを行うとともに、本年度からは均等割額の引上げを行いました。

これに伴い、収納対策については、早期催告や臨戸訪問の実施、納税課と連携した滞納処分を執行するなどさらに強化を図り、現年課税分の収納率は 91.9%と、目標の収納率を上回りました。

ジェネリック医薬品の利用促進のため、国保中央会の開発した国保総合システムを利用した「ジェネリック医薬品利用差額通知」を本格実施し、本年度は3回、計 6,983 通を送付しました。

また、医療費通知についても、計 59,030 通を個人宛に送付し、加入者一人ひとりの意識啓発に努めました。

5 市政窓口のあり方の検討

【行革推進事業】(市民課)

〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹駅前市政窓口、三鷹台市政窓口、東部市政窓口と進めてきた市政窓口業務の委託化の取り組み実績を踏まえ、西部市政窓口を含め、今後の市政窓口全体のあり方について検討を行います。

(目標指標:西部市政窓口を含め、今後の市政窓口全体のあり方について検討を行います。)

■ 達成状況 ■

平成 24 年度当初に東部市政窓口の民間委託を実施し、順調に窓口業務を行っています。

また、市政窓口のあり方検討プロジェクト・チームを設置して、西部市政窓口業務の民間委託化について検討を進め、その検討結果を踏まえて、平成 25 年度からの西部市政窓口の窓口業務の民間委託化を決定しました。

平成 25 年度においては、コミュニティや地域福祉など多様な視点に留意しながら検討を進め、課題を整理します。

6 外国人住民の住民基本台帳への移行

(市民課)〈「施政方針」掲載事業〉

住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民の利便性の向上及び行政の合理化を図るため、平成 24 年7月9日から外国人住民の住民基本台帳への移行が実施されることに伴う基幹系システムの改修を確実にを行い、円滑な移行を進めます。平成 24 年5月に外国人住民に仮住民票を送付し、コールセンターを設けて問い合わせに対応するとともに、外国人住民の住民異動届、証明書の交付手続き等が変更されることについて、外国人住民への周知徹底を図ります。

(目標指標:外国人住民の住民基本台帳への円滑な移行を進めます。)

■ 達成状況 ■

基幹系システムの改修を経て、平成 24 年7月9日に外国人住民の住民基本台帳への移行を

円滑に行いました。

平成 24 年4月に三鷹市に住む外国人住民全員に制度変更のお知らせを送付し、5月には仮住民票を送付しました。あわせて、広報や市のホームページでお知らせするとともに、問合せ対応のためコールセンターを設けました。一人ひとりの個人情報を含む問合せに対しては、市民部市民課で直接丁寧に対応しました。

7 特定健康診査・特定保健指導の着実な事業推進(保険課)

〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて策定した特定健康診査等実施計画を推進します。特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施するとともに実施率等向上をめざします。また、次の計画となる第2期特定健康診査等実施計画(仮称)を策定します。

(目標指標:特定健康診査の実施率 65%、特定保健指導の実施率 45%をめざします。)

■ 達成状況 ■

特定健康診査事業の推進については、未受診者への勧奨通知、受診啓発を目的とした広報、公開講座、イベントの開催などを実施しました。目標値の達成は難しい状況ですが、昨年度と同様の実施率(平成 25 年3月現在速報値 50.3%)となる見込みです(平成 25 年 11 月確定予定)。

特定保健指導は、平成 23 年度の特定保健指導の実施率は 49.6%(確定値)で、2年連続で多摩地域 26 市の中で最も高い結果となり、目標値(39%)を大きく上回りました(平成 24 年 11 月確定)。平成 24 年度においても、初回支援を医師会が行い、以後の継続支援を民間事業者が行う方法により、引き続き高い実施率となる見込みです(平成 25 年 11 月確定予定)。

また、平成 25 年度から平成 29 年度までの目標、実施方法などを示した第二期特定健康診査等実施計画を策定しました。

8 市保有宿泊施設のあり方の検討

【行革推進事業】(市民課)

現在の指定管理者による指定期間が平成 25 年度までとなっている箱根みたか荘について、同種同類の宿泊施設の管理・運営状況について調査・研究し、今後のあり方について検討を行います。

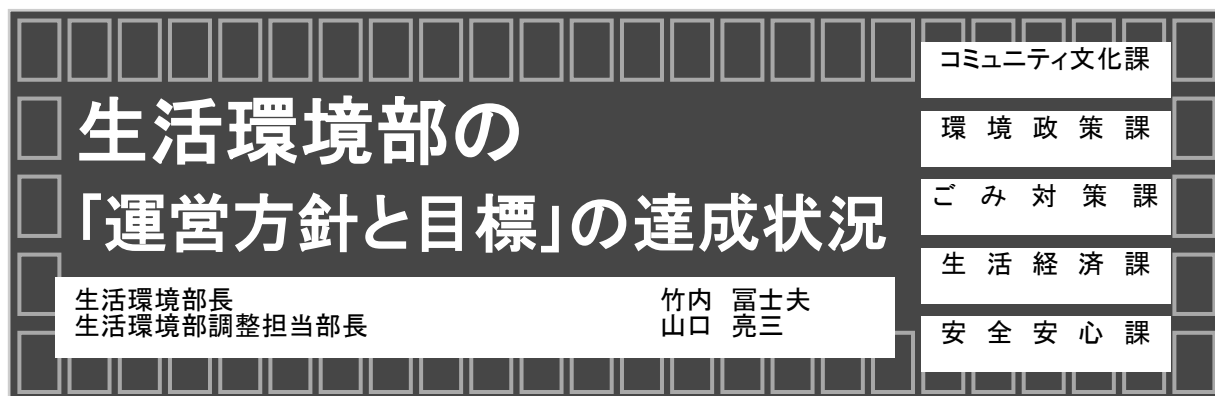
(目標指標:箱根みたか荘の管理・運営のあり方について検討を行います。)

■ 達成状況 ■

全庁的なプロジェクト・チームである「市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方検討チーム」を設置して、川上郷自然の村とともに、箱根みたか荘の今後のあり方について検討を行いました。

プロジェクト・チームの結論としては、箱根みたか荘については、利用者数の減少、利用者の偏り、今後見込まれる多額な施設・設備改修工事費などを考慮し、指定管理者の指定管理期間満了とともに施設を廃止し、その後は売却処分とすることが妥当であるとの検討結果を取りまとめました。

この結果を受け、市では 25 年度施政方針の中で平成 25 年度末をもって廃止する方向で、その後の適切な処分方策などの検討を進めることとしました。



■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

生活環境・住環境を守り、地域の特性を生かした快適なコミュニティの形成や、NPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興や安全安心のまちづくりなど、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。

消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課、安全安心課の5課で構成され、①市民活動の支援、芸術文化の振興、②環境保全・公害防止の施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進、⑤安全で安心なまちづくりの推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

■ 2 ■ 部の経営資源（平成 24 年 4 月 1 日 現在）

①職員数

■職員数

生活環境部職員 52 人

■職員比率(正規職員)

生活環境部 52 人／市職員 1,016 人

→ 職員比率 5.1 %

②予算規模

■予算規模

平成24年度生活環境部予算額

一般会計 5,373,786,000円

実施方針

●協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生及び芸術文化の推進

コミュニティを基調とした防災・環境保全などのあらゆる分野の市民活動を支援し、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進するとともに、これまでのコミュニティ再生の取り組みを基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方をめざすコミュニティ創生の取り組みを進めます。

また、芸術文化の振興を目標に「文化の薫り高い三鷹」をめざし、まち全体が活性化する協働型まちづくり・芸術文化のまちづくりを推進します。

●環境保全の推進

環境問題は公害問題から地球温暖化などの地球環境問題まで複雑で多様化しています。こうした中、新たに策定した環境基本計画2022に基づき、持続可能な社会の形成に向け、省エネルギー対策や新エネルギー(再生可能エネルギー)の利用拡大などに取り組むとともに、「サステナブル都市三鷹」の実現に向け、市独自のサステナブル都市の方向性と政策を検討します。

また、市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムの取り組みを進めるとともに、公害発生の原因となる各種発生源対策の強化や監視測定、指導体制等を一層整備していきます。

さらに、東日本大震災による原子力発電所の事故に伴う放射線に関する情報の提供を国・東京都へ要請するとともに、定点や公共施設等での空間放射線量を測定するなど、状況に応じた市独自の対応を進めます。

●ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

ごみ処理総合計画 2015(改定)に基づき、市民・事業者と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(資源の再使用)、リサイクル(再生利用)の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりに努めます。

●産業振興と生活者支援

新たに策定した産業振興計画2022に基づき、昨今の厳しい景気動向や東日本大震災の景気への影響等を考慮し、セーフティーネット保証制度や東日本大震災復興緊急保証制度の認定事務を適正に実施するとともに、市民へのセーフティーネット施策の強化として、緊急不況対策・緊急雇用創出事業の継続実施など、雇用確保や就労支援に努めます。消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に進めます。

また、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働でSOHO事業者を含めた価値創造都市型産業の振興及び都市農業の環境変化に対応し、農業者、市民、市が協働で「農のあるまちづくり」の推進を図るとともに、産業観光の取り組みなど観光と産業の連携や買物支援の取り組みの充実を進め、にぎわいの創造を推進します。

●安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させることにより、安全安心のまちづくりを市民・事業者・警察等関係機関と協働で推進します。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 コミュニティ創生のあり方に関する研究 と新たな事業の推進 (コミュニティ文化課)〈「施政方針」掲載事業〉

コミュニティ創生のあり方に関する調査・研究に係る助言者を新たに置き、生活環境部及び健康福祉部を中心に再編した庁内プロジェクト・チームと連動させながら、三鷹まちづくり総合研究所の「コミュニティ創生研究会」報告書の内容を踏まえて、研究を進めます。また、地域ケアネットワーク推進事業の全市展開、災害時要援護者支援事業とがんばる地域応援プロジェクトとの連携、買い物環境の整備に向けた取り組みを進めるとともに、町会・自治会及びNPO等市民活動団体への活動支援の方策を検討します。

(目標指標：庁内プロジェクト・チームによる報告書を作成します。)

■ 達成状況 ■

平成 23 年度に提出されたコミュニティ創生研究会による報告を踏まえて、町会、自治会及びNPO等市民活動団体の持続可能な活動のあり方について検討するために、庁内プロジェクト・チームを再編しました。助言者を交えた会議を含め、コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム会議を7回開催し、今後の方向性をとりまとめた報告書を作成しました。

作成にあたっては、町会、自治会、NPO等市民活動団体のゲストスピーカーから、現状と課題等のヒアリングを行うとともに、助言者の意見を踏まえて取りまとめをしました。

2 地域自治組織の活性化支援 (コミュニティ文化課)〈「施政方針」掲載事業〉

地域自治組織から好事例となる事業を公募し、学識経験者等で組織する選考委員会の選考を経て助成対象事業を選定します。選定した事業については、助成金の交付に加え、広報紙等を

通じて公表・顕彰し、冊子として取りまとめます。また、これらの好事例の発表会を兼ねた地域自治組織全体の懇談会・交流会を開催し、組織同士の情報交流・他の組織への事業普及等により、地域の活性化を図ります。

さらに、従来のがんばる地域応援プロジェクトの助成対象事業に加えて、健康福祉部所管の災害時要援護者支援事業との連携による事業を本格実施します。

(目標指標：応募件数 17 件、選定・公表件数 17 件、そのうち地域自治組織とNPO等市民活動団体との連携、協働事業は応募数 3 件、発表会・交流会参加人数 100 人をめざし、PRのための冊子を作成します。)

■ 達成状況 ■

応募、採択件数は 10 団体 11 事業、うち連携・協働事業が 1 件、発表会・交流会参加者は 80 人という状況でした。今年度、助成金交付要綱に「同一内容の事業につき3回を限度とする」という規定を新たに設けたことで、応募団体数は減少しましたが、今年度から実施している災害時要援護者支援事業との連携については、3 団体が採択されました。

本事業は、町会・自治会の継続的な活性化や、事例の共有による他団体の活動の活性化に向けた誘発効果などの成果を上げています。

3 買物環境の整備及び商店会の維持・ 振興(生活経済課)

〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例に基づき、引き続き買物支援と商店街の賑わいづくりのモデル事業を実施します。また、商店会連合会と商工会が実施する市内共通商品券事業への支援を行い、賑わいと交流の場の創出、商店会の組織強化、さらには消費者の利便性の向上を図る

ことで商店街の活性化を推進します。

(目標指標:モデル事業の実施地域の増加をめざします。モデル事業の実施を通して、継続可能な事業の仕組みを検討します。市内共通商品券事業への大型店・チェーン店を含む多様な事業者の参加及び地域の商店会・商店会連合会・商工会の会員増加をめざします。)

■ 達成状況 ■

買物支援と商店街の賑わいづくりのモデル事業については、市、商工会、商店会連合会、東京むさし農業協同組合三鷹支店、三鷹ネットワーク大学推進機構、みたか都市観光協会、(株)まちづくり三鷹からなる買物支援事業本部と各協議会(商店会等)が中心となり進められました。平成 24 年度は新たに3商店会が加わり、8商店会となりました。モデル地区においては、各々の地区特性にあわせて行われた買物環境整備事業を支援しました。今後も消費者の利便性向上のためにさらなる事業の推進を図ります。

市内共通商品券事業については、発行総額 1億3千2百万円で実施しました。この事業を契機として、新たに 10 店舗が商工会に加入しました。また、使用率は 99.73%となり、ほぼ全ての商品券が使用されました。

4 公会堂の整備及び公会堂別館建替え事業の推進【行革推進事業】

(コミュニティ文化課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 23 年度に着工した公会堂の耐震補強及び内外装等のリニューアル並びに公会堂別館の建替え事業は、平成 25 年1月を目途に完了させ、施設機能の拡充及び施設利用者の利便性向上を図ります。バリアフリー化については、公会堂別館のエレベーターを利用することで、公会堂ホワイエへのアクセスを容易にするほか、公会堂正面玄関にエスカレーターを設置します。

また、公会堂と公会堂別館のオープンに伴い、使用料を見直すこととし、条例改正を行います。公会堂ホールと別館を含めた全体の呼称については、公募により秋以降愛称を決定し、平成 25 年3月にオープンします。

(目標指標:平成 22 年 12 月に取得した評定に基づく実施設計に従い平成 25 年1月を目途に公会堂の耐震改修工事、内装等のリニューアル及び別館の建替え工事を完了し、3月にオープンします。)

■ 達成状況 ■

公会堂の耐震工事等及び公会堂別館の建替え工事は、当初予定どおり平成 25 年1月に完了し、平成 25 年3月3日にリニューアルオープンしました。エレベーターやエスカレーター、磁気ループ(聞こえをサポートするシステム)を設置するなど、バリアフリーにも対応した施設になりました。新たに、防音性が高く多目的に使える会議室や展示室を設置しました。オープンにあたっては、受益と負担の適正化及び気軽に利用できるような安定サービスの提供をめざし、ホール及び会議室の使用料の改定等を行いました。さらに、公会堂内に設置した飲料用自動販売機は、入札により、建物貸付契約し、安定した歳入を見込めるようにしました。

また、公募により公会堂ホールは、ホールを利用される皆様の活動が光溢れるもので、三鷹市が輝くように、利用される皆様に光が注がれますようにという願いを込めて「光のホール」、さらに会議室棟は、三鷹の三(さん)と太陽の(SUN)、開かれる事業や会議に参加(さんか)される皆様に「さんさん」と光が降り注ぐようにとの願いを込めて「さんさん館」という愛称になりました。

5 都市型産業誘致事業の推進

(生活経済課)〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市都市型産業誘致条例に基づき、市内への優良企業の立地を促進するため、平成 23 年度に実施した約 3,000 社の事業者に対する三鷹市への進出意向等のアンケートをもとに企業誘致に向けた検討を進め、地域経済の活性化や雇用の創出を図ります。あわせて、条例適用外のSOHO事業者等についての立地支援策等についても検討します。

また、金融機関、不動産事業者などを中心とした、誘致のためのネットワークづくりを検討しま

す。

(目標指標:指定企業及び指定誘致協働事業者の指定を各2件めざします。)

■ 達成状況 ■

指定企業及び指定誘致協働事業者の指定については、企業側からの問い合わせや相談に応じたほか、市から優良企業に対して制度内容の説明を行うなど取り組みを進めましたが、条例に定める要件に該当する企業がなく、条例適用案件はありませんでした。また、金融機関、不動産事業者などとネットワークを構築し、土地情報や空き事務所等の情報共有化を推進しました。

6 「サステナブル都市三鷹」の実現に向けた研究の推進(環境政策課)

〈「施政方針」掲載事業〉

「サステナブル都市三鷹」の実現に向け、平成 23 年度に三鷹まちづくり総合研究所「サステナブル都市三鷹研究会」のメンバーを中心とした「サステナブル都市政策検討チーム」を再編し、平成 24・25 年度の2年間で「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の5つの視点を統合的に包含した、市独自のサステナブル政策の検討を行います。平成24年度は、11月に第1次報告を行います。(目標指標:「サステナブル都市政策検討チーム」を編成し、検討会を開催し11月に第1次報告を行います。)

■ 達成状況 ■

職員で構成する「サステナブル都市政策検討チーム」を再編して検討を進め、平成 25 年1月に第1次報告書を作成しました。ここでは、5つの視点を統合的に包含した政策をサステナブル都市政策と位置づけて、具体的な事業について検討を行い、今後のサステナブル都市政策の検討に向けた考え方や効果などを示しました。

7 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の改正とごみの減量・資源化の推進(ごみ対策課)

〈「施政方針」掲載事業〉

さらなるごみの減量・資源化に向けて、引き続き、ごみ量の分析・検証を行い、広報等で公開するとともに、パトロールによるごみの出し方指導や市民・事業者との協働によるキャンペーン等の啓発活動を実施し、一層のごみ減量・資源化を進めます。また、行政収集に出された資源物の持ち去りを防止するため、「廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を改正し、適切な資源化を図ります。

ごみ処理総合計画 2015(改定)に基づき、ごみ減量等推進会議に研究部会として「みとか530(ゴミゼロ)プロジェクト・チーム」を設置し、レジ袋削減やマイバッグ使用の促進など、ごみの発生抑制に向けた取り組みを進めます。

(目標指標:市民参加により、引き続きごみ減量キャンペーン等を4回実施し、ごみ減量・資源化に関する情報を公開します。資源物の持ち去り防止のため、条例改正を行い、適切な資源化を図ります。ごみ減量等推進会議においてプロジェクト・チームを発足し、ごみの発生抑制に向けた取り組みを進めます。可燃ごみと不燃ごみの合計で平成 23 年度比1%減量をめざします。)

■ 達成状況 ■

行政収集に出された資源物の持ち去りを防止するため、「廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を改正し、適切な資源化を図りました。ごみの減量・資源化に向けて、ごみ量の分析・検証を行い、広報等で公開するとともに、パトロールによるごみの出し方指導や市民・事業者との協働によるキャンペーン等の啓発活動を実施しました。

ごみ処理総合計画 2015(改定)に基づき、ごみ減量等推進会議に研究部会として「みとか530(ゴミゼロ)プロジェクト・チーム」を設置し、レジ袋削減やマイバッグ使用の促進など、ごみの発生抑制に向けた取り組みを検討しました。

平成 24 年度のごみ量は、可燃ごみと不燃ごみの合計で平成 23 年度比 0.2%の増となりました。

8 環境センターの安全な運営・閉鎖と新ごみ処理施設の整備(ごみ対策課)

〈「施政方針」掲載事業〉

調布市と共同で整備している新ごみ処理施設について、平成 25 年度の本格稼働に向けて施設建設工事を推進するとともに、ごみ焼却炉等の試運転を開始します。また、新ごみ処理施設の稼働にあわせて、地域住民の健康や安全の確保及び地域の生活環境の保全を目的とする「環境保全に関する協定書」の締結に向け、引き続き周辺自治会等とともに検討を進めます。

新ごみ処理施設の稼働により、三鷹市環境センターの運転を平成 24 年度中に停止します。運転期間中は、必要に応じた補修を行い、安全で安定的な運営を図るとともに、平成 25 年度以降の安全な閉鎖に向け、施設洗浄工事の実施設計を行います。

(目標指標:新ごみ処理施設の建設を推進するとともに試運転を実施し、平成 25 年度の本格稼働をめざします。また、新ごみ処理施設稼働まで、三鷹市環境センターの安全で安定した運転に努め、焼却施設の停止後は、施設洗浄工事に向け、実施設計を行います。)

■ 達成状況 ■

新ごみ処理施設の建設工事は、平成 24 年 12 月から試験運転を開始し、平成 25 年 2 月に引渡性能試験を完了しました。平成 25 年 3 月に竣工検査を行い、新ごみ処理施設の正式稼働に向けて着実に事業を推進しました。

また、平成 24 年 10 月に地域住民の健康や安全の確保及び地域の生活環境の保全を目的とする「環境保全に関する協定書」を地元町会及び自治会と締結し、市民検討会と環境学習機能について検討を進めました。

三鷹市環境センターについては、平成 24 年 12 月に安全に焼却を停止し、平成 25 年 3 月 30

日をもって一部閉鎖しました。また、平成 25 年度に予定している施設清掃・洗浄工事の設計を行いました。

9 緊急不況対策・緊急雇用創出事業の充実(生活経済課)

〈「施政方針」掲載事業〉

長引く景気低迷や東日本大震災の景気への影響等を考慮し、中小企業等融資事業などの充実を図り、市内中小企業者の経営を支援します。また、国の交付金を基に東京都が創設した、緊急雇用創出事業臨時特例基金や国の雇用関連事業の活用及び関係機関との連携による労働行政の充実等を通じて、市民の就労を支援します。

(目標指標:市の中小企業等融資事業の融資決定件数 300 件、緊急雇用創出事業臨時特例基金による新規雇用人数 58 人、就職面接会による就職者数 40 人、就職支援セミナー等参加者数 450 人をめざします。)

■ 達成状況 ■

事業融資は、年間のあっせん件数 326 件、実行件数 256 件で、平成 22 年度、平成 23 年度と比べて、件数が減少しました。社会全体の景気低迷が懸念されることから、今後も引き続き、事業の周知に努めるとともに、状況を注視していく必要があります。

緊急雇用については、庁内の各部署と連携し、補正予算も組みながら実施した結果、135 人の新規雇用を生み出し、目標を達成しました。

就職支援セミナーでは、平成 23 年度は実施回数が減少しましたが、今年度については目標回数を達成し参加人数 494 人、また就職面接会の就職者数においても 44 人となり目標を達成しました。

10 安全安心まちづくり事業の普及拡大(安全安心課)〈「施政方針」掲載事業〉

安全安心の取り組みの成果は、刑法犯罪発生件数の減少として表れてきています。引き続き生活安全推進協議会での協議を進め、さらなる

事業の展開を図るため、安全安心・市民協働パトロールをさらに拡充し、各パトロール団体の課題である後継者育成や世代交代に取り組むとともに、新たな若い世代の防犯活動への参加を推進します。

また、子どもの安全対策として、子ども自身の防犯能力向上に有効な地域安全マップづくりや、安全安心メールの普及・拡大を図ります。

犯罪の抑止と地域の防犯力向上を目的に、市内に点在する落書きの消去活動を、町会・自治会や各団体及び警察等と協働で実施するとともに、近年、増加傾向にある老朽危険家屋(空き家)対策として、防犯・防災・環境衛生の観点から関係部署や機関と連携して取り組み、安全安心のまちづくりを推進します。

(目標指標:安全安心・市民協働パトロール員数 2,500 人、安全安心メール登録者数 18,500 人、落書き消去活動の実施、犯罪発生件数3%減をめざします。)

■ 達成状況 ■

地域の防犯活動として行っている「安全安心・市民協働パトロール」については、自治会や事業所あわせて5団体の新規加入があり、拡充を進めました。特に、事業所が取り組む安全安心パトロールのボディパネル装着車両は、新たに法人タクシーが参加したことで、1,000 台を超えることとなりました。

また、新たな若い世代の防犯活動には、市内の2つの高等学校が取り組みました。

「地域安全マップづくり講習会」を6回開催し、安全安心メール登録者数も18,707 人まで拡大しました。

平成 24 年の犯罪発生件数は 1,767 件で、対前年より 34 件(2%)の増となりました。これは、自転車の盗難が増加していることが要因であり、引き続き盗難対策の取り組みを進めていきます。

空き家対策については、市内の実態調査及び空き家所有者へのアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、引き続き、空き家等の対策について検討を進めていきます。

11 SOHO集積強化事業の推進 (生活経済課)〈「施政方針」掲載事業〉

SOHO事業者の集積をより一層推進していくために、(株)まちづくり三鷹などの関連団体と協働で、SOHO集積強化推進委員会を立ち上げ、既存施設の有効的な活用方法や、民間事業者による施設整備の促進策など、事業者の集積のための具体的な施策を検討するとともに、施設整備費への助成や、将来インキュベーションマネージャーとして活躍が期待できる人財の発掘及び育成を行います。また、従来からのコミュニティビジネスサロンの運営やSOHOフェスタへの支援も一体の事業として実施します。

(目標指標:推進委員会開催回数 年3回、インキュベーションマネージャー育成 2人、コミュニティビジネスサロン利用実績 のべ7,000 人、SOHOフェスタ来場者数 500 人、整備支援施設 4か所をめざします。)

■ 達成状況 ■

(株)まちづくり三鷹などの関連団体と協働で、SOHO集積強化推進委員会を立ち上げました。第1回の推進委員会を平成 24 年7月に開催しました。

人財育成については、(財)日本立地センターが主催するビジネス・インキュベーション研修に1名が参加し、平成 25 年度以降のインキュベーションマネージャー育成研修への参加につなげることができました。SOHO施設整備については整備施設補助金の申請が無かったことから、平成 25 年度以降の申請に向けた積極的なPRを行いました。

コミュニティビジネスサロンの運営については、コワーキングスペースである「ミタカフェ」の運営等の新たな取り組みを推進しました。また、SOHOフェスタについては、新たに事業のPRを推進するための動画コンテンツ等を実施し、400 名の来場者があり、SOHO事業者のビジネスマッチングの機会創出を図ることができました。

12 コミュニティ・センター等の電力供給事業者の見直し【行革推進事業】 (コミュニティ文化課)

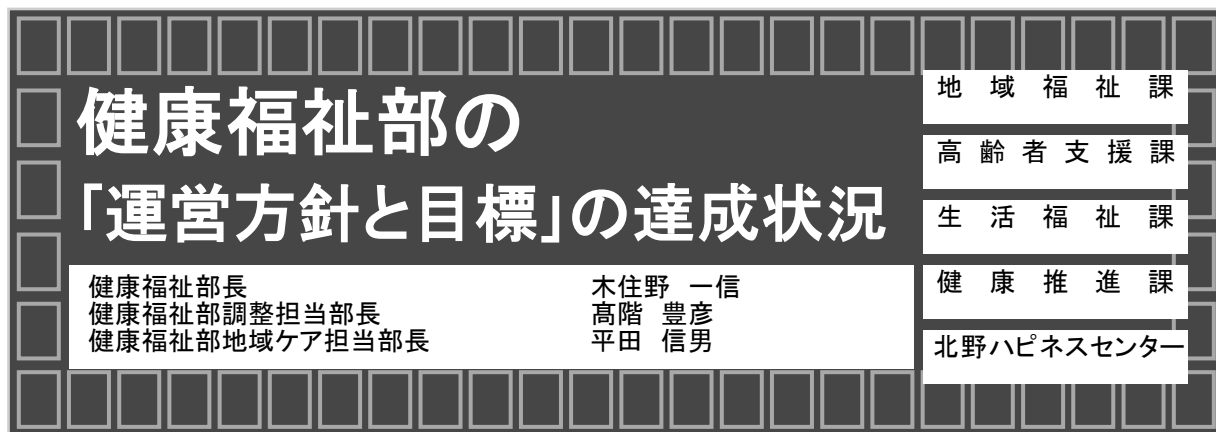
コミュニティ・センター等において、一般電気事業者(東京電力(株))との間で随意契約により取り交わしてきた電力供給契約について、PPS(特定規模電気事業者)と契約することに改め、電気料金の経費節減を図ります。

(目標指標:東京電力(株)の料金体系と比較し、3.1%の経費削減(約116万円)をめざします。)

■ 達成状況 ■

電力供給事業者をPPS(特定規模電気事業者)に変更したことで、東京電力(株)の料金体系と比較して、年間で約100万円の経費節減が図られました。

また、今年度の電力供給状況を踏まえた上で、平成25年度に向けた契約について検討を行いました。



■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民が、地域において、健康で安心して、いきいきと豊かな生活を送ることができるよう保健・医療・福祉施策などが充実した高福祉のまちづくりをめざします。

そのために、市民・事業者・関係機関等と協働し、平成 24 年度施政方針に基づき健康福祉施策を推進します。具体的には、新たに策定された第4次基本計画や健康福祉総合計画 2022 に基づく事業実施はもとより、高齢者計画・第五期介護保険事業計画に基づく介護保険事業の適切な運営や、障がい福祉計画(第3期)に基づく障がい者施策の一層の推進に取り組むと

もに、市民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推進、さらには生活保護法等に基づく適切な制度運営を図ります。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課の4課と北野ハピネスセンターから構成されています。具体的には、高齢者や障がい者、社会的援護を必要とする市民などを対象とした社会福祉に関すること、生活保護法に基づく援護等の生活福祉に関すること、健康づくりと保健事業、介護保険に関することなどを担当しています。北野ハピネスセンターは、心身障がい者(児)の社会的な自立等をめざして相談・療育・訓練などを行っています。

■ 2 ■ 部の経営資源(平成 24 年 4 月 1 日現在)

①職員数

■職員数

健康福祉部職員 134 人

■職員比率(正規職員)

健康福祉部 134 人／市職員 1,016 人
→ 職員比率 約 13.2 %

②予算規模

■予算規模

平成24年度健康福祉部予算額

一般会計	14,372,593,000円
そのうち特別会計への繰出金を除く事業費	
一般会計	13,090,835,000 円
介護サービス事業特別会	926,179,000 円
介護保険事業特別会計	10,201,080,000 円

実施方針

●各個別計画に基づく福祉・保健施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等と行政の協働で策定された健康福祉総合計画 2022 はもとより、高齢者計画・第五期介護保険事業計画、障がい福祉計画(第3期)等を推進し、お互いに支え合う地域社会の構築、そしてライフステージのさまざまな場面での困難に対応できる保健・医療・福祉の充実したセーフティーネットの構築を図り、高齢者や障がい者などが地域で安心して心豊かに生活できる環境とサービスを整備します。

また、すべての市民が互いの人権を認め尊重しあう、地域風土と地域社会の形成にも努めます。

●住民、関係団体等との協働に基づく地域ケアの推進とコミュニティ創生

住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、サポートが必要な高齢者、障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の拡充に努め、「コミュニティ創生」を進めます。

本年度は、「井の頭」、「新川中原」、「にしみたか」、「東部」の各地域ケアネットワークについて、居場所づくり事業や見守り・支援の仕組みづくり等の活動への支援を引き続き行うとともに、残る3地区においても、新たなネットワークの設立に向けて取り組みを進めます。

このほか、引き続き傾聴ボランティアの活動支援や認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターの養成など地域福祉を担う人材の育成を進めます。

●健康づくり・介護予防事業の充実、各種検診及び予防接種事業等の拡充

高齢者が今暮らしている地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低

下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりをめざす健康増進事業を、特定健診・保健指導事業、後期高齢者健診との連携を強化する中で、一層の充実を図ります。

このほか、妊婦健康診査の公費負担の継続や女性特有のがん検診の推進など各種がん検診の拡充に努めるとともに、東京都の臨時特例基金を活用して、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を継続します。

なお、法定接種であるポリオワクチンの生ワクチンから不活化ポリオワクチンへの円滑な導入に努めます。

●障がい児・者福祉施策の充実

障がい者施策については、障がい福祉計画(第3期)において新たに「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるまち」を施策の3番目のビジョンとして掲げ、地域生活移行に向けた環境整備や就労支援など、多様な障がい者自立支援諸施策の充実を進めます。また、市内の民間法人に対して施設整備や安定した運営等に向けた情報提供及び支援を引き続き行います。

●セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージのさまざまな場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図ります。

扶助費に関しては、自立生活を支援するため、引き続き就労や就業などで困難を抱えている被保護世帯に対する、就労支援や若者の自立支援のための事業の充実に努めるとともに、生活保護費支給の一層の適正化を進めます。

また、災害時要援護者支援事業に取り組み、安全安心の地域生活環境の整備に努めるとともに

に、市民後見人の養成や後見報酬の一部助成等成年後見制度の利用促進に努めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 地域ケアネットワーク推進事業の拡充 (地域福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる共助のまちづくりをめざし、三鷹まちづくり総合研究所の「コミュニティ創生研究会」の報告書も踏まえ、地域ケアネットワーク推進事業のさらなる拡充を図ります。具体的には、既に地域ケアネットワークが設立されている井の頭、新川中原、西部、東部の4地区においては、地域の事情にあわせて展開・検討されている地域サロン活動などの居場所づくり事業、見守り・支え合いのしくみづくり等の活動への支援を引き続き行います。また、平成24年度中に市内5か所目となる連雀地区に地域ケアネットワーク設立をめざし取り組むとともに、駅前周辺地区で地域ケアネットワーク設立に向けた取り組みを展開します。そのほか、平成24年度の地域ケアネットワーク合同活動報告会と交流会を行います。

福祉人財の育成とその活動支援については、地域福祉ファシリテーターや傾聴ボランティア等への研修や活動支援など三鷹市社会福祉協議会や三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携して取り組みます。

(目標指標：(1)地域ケアネットワーク：①井の頭、新川中原、西部、東部地区：事業の継続実施のための活動を支援します。②平成24年度中に市内5か所目となる連雀地区地域ケアネットワーク設立をめざし取り組むとともに、駅前周辺地区で地域ケアネットワーク設立に向けた取り組みを展開します。③平成24年度地域ケアネットワーク合同活動報告会と交流会を実施します。(2)福祉人財養成とその活動支援：ボランティアの拡充及び活動支援を継続します。)

■ 達成状況 ■

地域ケアネットワークが設立されている井の頭、新川中原、にしみたか、東部地区においては、居場所づくり事業、見守り・支え合いの仕組みづくり等事業の活動を支援しました。また、市内5か所目となる「連雀・地域ケアネットワーク」を25年3月に設立するとともに、市内6か所目となる駅周辺地区で設立に向けて関係団体等に説明を行い、取り組みを進めました。その他、地域ケアネットワーク合同活動報告会と交流会を開催し、各地域ケアネットワーク等の情報交換や交流を行い、理解を深めました。福祉人財養成とその活動支援については、地域福祉ファシリテーター養成講座等を実施し、ボランティアの拡充を図るとともに、傾聴ボランティア等の活動支援を行いました。

また、高齢者や障がい者など市民の「孤立死」を防ぐため、市民や町会・自治会、地域ケアネットワーク、民間事業者等と連携し、見守りネットワーク事業に取り組みました。

平成25年度においても、引き続き、ケアネットワークへの活動支援とその設立に向けて取り組んでいくとともに、福祉人財の養成や活動支援にも努めるなど、地域ケアネットワーク推進事業のさらなる推進を図っていきます。

また、見守りネットワーク事業の拡充に取り組んでいきます。

2 災害時要援護者支援事業の推進 (地域福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するために、町会・自治会など小地域での市民相互の支え合いを基本とした小地域相互支援型同意方式で災害時要援護者支援事業を行います。

具体的には、市が町会・自治会等へ事業PR等を行い、市と町会・自治会等の協働により、災害時要援護者支援事業実施要綱や同支援事業実施マニュアル等に基づき、災害時要援護者台帳を作成し、地域における災害時要援護者支援事業を実施します。台帳の作成と管理には、データ管理システムを用いて、個人情報保護を最優先に図りつつ効率的に行います。また、更新調査を含め、町会・自治会等6か所以上と協働して実施し、市が作成した台帳の情報を町会・自治会等や三鷹消防署等関係機関に提供します。なお、実施にあたっては生活環境部の「がんばる地域応援プロジェクト」と連携します。

(目標指標:本事業のPR等を行い、実施する町会・自治会等の拡大を図り、更新調査を含め、町会・自治会等6か所以上と協働して災害時要援護者支援事業を実施します。また、作成した台帳の情報を町会・自治会等や三鷹消防署等関係機関に提供します。実施にあたっては生活環境部の「がんばる地域応援プロジェクト」と連携します。)

■ 達成状況 ■

事業PR等を地域ケアネットワークや町会・自治会等さまざまな場所で行うとともに、14町会等で本格的な事業実施に向けた説明会を行い、実施町会の調査員対象の説明を含め、延べ20回の説明を行いました。事業実施協定を締結した団体は7町会等(牟礼高山町会、下連雀平和会、禅林寺通り町会、都営住宅新川五丁目2号棟自治会、東野会、井の頭玉川町会、ライオンズガーデン三鷹上連雀)、8町会が実施し(うち井の頭玉川町会、新川宿町会は独自調査、東野会はモデル事業の更新のみ)、2町会(新川宿町会、ライオンズガーデン三鷹上連雀)は調査中。作成した台帳6町会等分の情報をそれぞれの町会・自治会等や三鷹消防署等関係機関に提供しています。

3 北野ハピネスセンターのあり方の検討

【行革推進事業】

(北野ハピネスセンター)

「北野ハピネスセンター事業の検証と今後のあり方についての報告書(平成21年3月)」を踏まえ、幼児部門の「新川防災公園・多機能複合施設(仮称)」への移転に伴う相談機能、療育、訓練等や関係各機関との連携についての検討及び成人部門の今後のあり方を含めた北野ハピネスセンターの今後のあり方について検討するとともに具体的な実施計画の構築に向け取り組みます。

(目標指標:幼児部門・成人部門のあり方について検討し中間報告をまとめ、今年度末までに今後のあり方についての報告書を作成します。)

■ 達成状況 ■

中間報告をまとめることはできませんでしたが、「北野ハピネスセンターの今後のあり方に関する報告書」を平成25年2月に作成しました。その主なものは、成人部門の医療的ケアの実施を平成25年度から、成人部門の業務委託を平成26年度からとし、幼児部門は現行の運営形態を継続しつつ、発達に課題のある幼児の増加を踏まえ、相談・療育体制の整備とサービス向上について、取り組みの方向をまとめました。なお、平成25年度から、生活介護事業の一環として障がい者の医療的ケア事業及び障がい児相談支援事業を実施することとしました。また、平成25年3月には、利用者家族等の関係者に対し、報告書を基に、センターの今後のあり方に関する方針を説明しました。

4 生活保護受給者の自立支援と適正運用

(生活福祉課)

生活保護受給者に対する自立支援を総合的、組織的に実施するため、自立支援プログラムに基づき、就労をはじめ社会生活及び日常生活の自立支援を促進します。特に、就労支援については、昨年度新たに配置した就労支援担当地区担当員及び就労支援員とハローワークとの連携により、新規就労者数の増加に努めます。ま

た、年金・資産調査を行う自立支援員による年金受給権の確認や申請支援などを引き続き行い、より一層の生活保護の適正運用に努めます。

(目標指標:自立支援プログラムを推進するとともに、より一層の生活保護の適正な運用を図ります。)

■ 達成状況 ■

就労支援事業の充実により、自立支援プログラムに基づく就労自立による生活保護廃止世帯は 32 世帯と前年度より 12 世帯増加しました。また、組織全体に就労支援の取り組みがより深まり、生活保護受給者全体の中での就労自立は 67 世帯と前年度の 32 世帯から2倍以上に増えました。その結果、生活保護費の削減に大きく寄与しました。

また、社会生活や日常生活の自立支援を目的とした自立支援事業は、支援対象者が前年度の 77 人から 94 人に増え、きめ細かな対応により費用対効果を高めました。

2年目となる年金・資産調査員による年金手続き補助等の取り扱い件数も、前年度の 13 件から 20 件と増え、適正実施を進めました。

5 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種助成事業の継続(健康推進課)

〈「施政方針」掲載事業〉

平成 23 年度に開始した任意の予防接種である子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成の継続によって接種の拡大を図り、市民のがんや疾病の予防を推進します(接種助成対象者:子宮頸がん予防ワクチン 中学生の女子、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン 0歳児(生後2か月)から5歳児未満の乳幼児。なお、子宮頸がん予防ワクチンについては、平成 23 年度当初の供給不足による救済として高校1年生を 10 月まで対象として加えます。))。

(目標指標:接種率を、子宮頸がんワクチン(接種回数3回)は 35%・ヒブワクチン(接種回数1～4回)55%・小児用肺炎球菌ワクチン(接種回数1

～4回)50%とします。)

■ 達成状況 ■

すべてのワクチンについて、4月当初から助成事業を開始し、月齢・年齢による接種回数(子宮頸がん予防ワクチン3回、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン1～4回)に応じて助成しました。

子宮頸がん予防ワクチンの接種率は、44.6%、ヒブワクチンの接種率は、57.6%、小児用肺炎球菌ワクチンの接種率は、51.8%となりました(子宮頸がん予防ワクチンの接種率については、標準的な接種開始時期である中学一年生の女子の数値)。

6 高齢者計画・第五期介護保険事業計画の推進(高齢者支援課)

〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、平成 23 年度に策定した高齢者計画・第五期介護保険事業計画を推進します。この計画の推進に向けては、自助、公助とともに、地域での支え合い(共助)を柱に、医療、介護、福祉の連携を一層図りながら取り組みます。

(目標指標:NPO法人シニアSOHO普及サロン・三鷹と連携し、高齢者社会活動マッチング推進事業の会員数を 24 年度は 100 人程度増やします。また、24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスの平成 25 年度導入に向けての準備に努めるとともに、地域包括支援センターの機能強化を図るなど、高齢者の在宅生活を支援します。)

■ 達成状況 ■

平成 24 年度は、地域包括ケアの核となる地域包括支援センター機能の充実を図るとともに、高齢者の在宅ケアの推進のための事業として、地域包括支援センターと協働し、医師、歯科医師、薬剤師をはじめ、病院、介護サービス事業者などと協力のもと、多職種による交流会の開催と、認知症高齢者に対する市民啓発活動などを実

施しました。また、高齢者の生きがい活動の支援のために、シルバー人材センターなどと協働し、「セカンドライフ相談会」を実施するなど、就労の場の確保を図るとともに、高齢者社会活動マッチング推進事業の会員を前年度比で 136 人増やすなど、高齢者の生きがい活動の支援も行いました。加えて、第五期介護保険事業計画に基づき、24 時間対応サービスの 25 年度導入に向け、業者選定と環境整備を行いました。

7 認知症医療連携等の推進 (高齢者支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めるために、医療、介護、福祉等の連携による取り組みを推進します。

認知症対策として、「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」において検討・作成した「もの忘れ相談シート」を活用した連携体制の充実を図るとともに、地域包括支援センターとの連携による市民を対象にした認知症啓発事業や認知症サポーター養成講座などを行います。また、総務部職員課と連携し、市職員に対する認知症サポーターの養成を進めます。

さらに、地域における在宅医療を進めるために、医療間の交流(多職種交流会の開催等)により医療、介護、福祉等の連携を図ります。

(目標指標:「もの忘れ相談シート」の運用実績の向上と認知症サポーター養成講座の拡充(一般市民対象と市職員対象に7回の講座開催と200 人以上の養成)を図ります。また、地域包括支援センターとの連携により認知症に対する啓発事業を実施します。)

■ 達成状況 ■

「もの忘れ相談シート」については、平成 24 年度は 50 件の運用実績があったとともに、シート活用により、家族、相談機関、医療機関との連携とその充実を図ることができました。また、地域包括支援センターとの共催で、認知症についての啓発事業(講演会・認知症啓発パネル展)を開催し、多くの市民参加が得られました。さらに、認知症サポーター養成講座を 31 回開催し、982

人(市職員 389 人を含む。)が受講しました。

多職種連携では、医療・介護・福祉等の職種から構成された交流会を開催し、専門職相互の連携を図りました。

8 障がい福祉計画(第3期)の推進 (地域福祉課)

平成 23 年度に確定した平成 24 年度から 26 年度までの3か年を計画期間とする障がい福祉計画(第3期)の着実な推進を図ります。「地域で暮らす」をテーマに、入所施設から地域に移行する障がい者に対する障害福祉サービスの充実とともに、働くことをテーマに福祉的就労から一般就労への移行に向けた就労支援など、障がい者の自立に向けた多様な施策の展開を図ります。

また、今後予定されている法改正など国の動向にも注視しつつ、障がい者地域自立支援協議会の機能を活用した計画の進捗確認や課題抽出に取り組みます。

(目標指標:障がい福祉計画(第3期)に掲げた指定障害福祉サービスの必要量の確保に向けて、「障がい者地域自立支援協議会」での議論を踏まえ、事業者への支援及び関係機関との連携強化を図ります。)

■ 達成状況 ■

障がい者の自立支援を充実・推進することを目的とした「障がい者地域自立支援協議会」において、障がい福祉計画等の進捗状況の確認や課題の抽出・共有を行い、関係機関によるネットワークの緊密化を図るとともに、4つの専門部会による実務的・実践的な活動を展開しました。幹事会、全体会についても概ね当初予定の日程どおり開催するとともに、相談支援部会を中心とした「相談窓口ガイド」作成の取り組みを進めました。さらに、次期障がい福祉計画策定に向けた取り組みとして平成 25 年度に実施を予定している「障がい者の生活と福祉実態調査」や、東京都との協働による「ヘルプカード作成事業」に向けた情報共有と連携の強化を図るなど、平成 25 年度の事業実施に向けた準備を進めました。

9 権利擁護センター運営事業の推進

(高齢者支援課)

高齢や障がいなどにより社会生活上の判断能力が不十分な方の権利擁護に係る総合的な相談及び支援を行うため、相談事業及び福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)を推進するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。また、後見報酬を負担することができない方に対し、市が一定額の後見報酬を助成することにより、安心して後見制度を利用できるように支援し、制度のより一層の推進を図ります。

(目標指標:相談事業、福祉サービス利用援助事業のさらなる充実を図ります。また、市民後見人を養成するとともに、後見報酬の助成を行います。)

■ 達成状況 ■

成年後見制度の利用促進を図るため、市民向け講座を2回、無料相談会を1回実施し、啓発活動を行いました。また、親族の後見人として活動されている方々に、後見事務の円滑な活動をサポートするため、成年後見人等のつどいを開催しました。平成 23 年度から後見活動を行っている市民後見人(2人)については、権利擁護センターみたかの運営を受託している三鷹市社会福祉協議会が後見監督人として適切な監督業務を行う中で、後見活動を継続しています。また、支払い能力のない被後見人への報酬助成を5件行いました。

子ども政策部の 「運営方針と目標」の達成状況

児 童 青 少 年 課

子 ど も 育 成 課

子 育 て 支 援 課

子ども政策部長
子ども政策部調整担当部長

藤川 雅志
久保田 和則

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもたちの健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりをめざします。

そのために、三鷹子ども憲章、三鷹市子育て支援ビジョンの理念の実現に向けて子育て支援施策の推進と充実を、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPO法人との連携を図り推進します。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携、協力を行い、

「仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現を図ります。

各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課の3課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、児童館等の整備と運営、④母子及び寡婦福祉法に基づく支援、⑤児童手当・その他児童に係る各種手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦私立幼稚園等園児保護者への助成などの業務を行っています。

■ 2 ■ 部の経営資源(平成24年4月1日現在)

①職員数

■職員数

子ども政策部職員 251 人

■職員比率(正規職員)

子ども政策部 251 人 / 市職員 1,016 人
→ 職員比率 約 24.7 %

②予算規模

■予算規模

平成24年度子ども政策部予算額

一般会計 8,941,698,000円

実施方針

●子育て支援ビジョンと次世代育成支援行動計画(後期計画)に基づく子ども子育て支援施策の推進

次世代育成支援行動計画(後期計画)及び健康福祉総合計画 2022 に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けて環境の整備を行い、子育て支援ビジョンに掲げられている課題の実現を図ります。そのために、次世代育成支援推進協議会において、計画の進捗管理や評価・検証に係る推進体制を構築します。

●地域における在宅子育て支援の充実

子ども家庭支援センターや親子ひろば等の事業の充実と子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実を図ります。同時に、乳児家庭をはじめとした子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、見守り活動やさまざまな支援の一層の充実を図り、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。

●保育園待機児童解消と保育サービスの充実へ向けての取り組みの推進

保育園待機児童を解消する保育施設整備については、民間認可保育所や認証保育所等の民間事業者による保育所開設支援や公立保育園における保育定員弾力運用など多様な取り組みを進める中で、待機児童の減少を図り、仕事と生活の両立が可能となるよう支援の充実を図ります。また、応益負担のバランスを明確にしながら保育料負担金のあり方について検討します。

●ひとり親家庭自立支援事業の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育て

や生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、母子生活支援施設を活用して支援します。また、DV被害者についても関係機関と連携して支援します。

●青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、児童青少年健全育成活動の基本方針に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

また、子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、児童館機能の充実を図りながら教育委員会、地域の大学などの研究機関、地域で子ども・若者への支援活動を行っているNPO法人等との連携や協働による取り組みを検討します。

●学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後支援対策の充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、子どもコミュニティ推進計画に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを進めます。また、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り、相互の連携を進め、学童保育所については、通所児童の安全、待機児解消、施設の老朽化等の視点から計画的に整備を進めます。

●各種手当や医療助成等をはじめとした子育て支援施策の推進

児童手当・その他児童に係る各種手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、幼稚園

就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な執行と適正な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と支援を進めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 子育て支援ビジョン及び次世代育成支援行動計画の推進 (児童青少年課・子ども育成課・子育て支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

子育て支援ビジョンと次世代育成支援行動計画(後期計画)及び健康福祉総合計画 2022に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていくことを基本とした施策を展開します。計画を着実かつ効率的に推進していくため、進行管理と目標事業量の達成状況を公表していくとともに、国が進める「子ども・子育て新システム」の動向を注視しながら、次世代育成支援推進協議会において、計画の評価・検証を行います。さらに、多様化し増大する保育ニーズに対応した待機児対策や保育環境の整備、すべての子育て家庭を支援する施策の拡充に向けて、健康福祉部、教育委員会と連携しながら進めます。

(目標指標:推進協議会における評価・検証方法を確立するとともに、事業の評価・検証を行います。)

■ 達成状況 ■

本年度は、子ども・子育て支援施策に関する関係各部の主要事業を協議会に説明するとともに、評価・検証シートを作成し、進捗状況について中間報告を行いました。また、保育サービス利用に係る負担のあり方(保育料の改定)や三鷹台団地周辺子育て支援施設等整備・再配置基本プランなど事業の実施状況について説明を行い、意見を聴取しました。

●児童施設等の災害時における危機管理体制の整備と食の安全確保

保育施設、児童施設等の災害時における危機管理体制等を整備するとともに、保育施設における食の安全確保に努めます。

2 在宅子育て支援の推進

(子ども育成課)〈「施政方針」掲載事業〉

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園における地域開放や親子ひろば事業において保護者同士の交流の場を提供するとともに、子ども家庭支援センターすくすくひろばにおける各種育児講座・育児相談等の実施や子育て支援活動を行っているNPO法人との連携など、子ども家庭支援ネットワークによる地域での在宅子育て支援を推進します。また、子育てに係る援助会員の育成と援助活動の調整を行うファミリー・サポート・センター事業について、地域のサポートリーダーの育成に取り組むことにより、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

(目標指標:親子ひろば事業における参加者数の増加を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業において援助会員に対する子育てサポーター養成講座を実施し、会員の拡充及びスキルの向上を図ります。)

■ 達成状況 ■

親子ひろば事業において、参加者の増加を図るため、年3回の連絡会での情報交換等を通じ、各種プログラムの内容を工夫を凝らしながら実施しました。また、ファミリー・サポート・センター事業において、地域のサポートリーダーの育成を図るため、子育てサポーター養成講座を実施し、平成24年度は14人が講座を修了しました。

3 南浦西保育園の建替事業 (待機児童解消に向けた取り組み) (子ども育成課)〈「施政方針」掲載事業〉

昭和 44 年に開設した南浦西保育園が設置されている都営三鷹下連雀アパートが、老朽化に伴い東京都の建替計画に基づき建替えを行うことになったことから、保育園部分に係る建設を東京都に委託して実施し、平成 25 年 4 月運営開始をめざし施設の更新を進めます。

新施設では定員を 116 人に増やして待機児童の解消を図るとともに、効率的な運営と保育サービスの充実に努めます。平成 24 年度は、建設工事の進行管理を東京都と連携して行うとともに、新施設の公設民営化による効率的な運営の実施について、保護者に対し丁寧な説明を行います。
(目標指標:スムーズな建設工事の進行管理を行うとともに、効率的な運営の実施をめざします。)

■ 達成状況 ■

東京都と連絡・調整を図りながら建設工事は工期内に竣工し、平成 25 年 3 月に新施設への移転を終え、保育を開始しました。新施設では待機児童の解消を図るため、保育定員を 92 人から 116 人に拡充するとともに、コスト面では予算額との比較で工事金額を抑制することができました。

4 家庭的保育事業の拡充 (待機児童解消に向けた取り組み) (子ども育成課)〈「施政方針」掲載事業〉

児童福祉法の改正により、家庭福祉員(保育ママ)制度が国の「家庭的保育事業」として位置付けられ、NPO 法人も事業主体として認められたので、待機児童の解消を図るとともに、乳幼児を対象とした家庭的保育のニーズに対応するため、NPO 法人による家庭的保育事業を実施します。
(目標指標:NPO 法人による家庭的保育事業を実施します。)

■ 達成状況 ■

平成 24 年 6 月に新たな法人型家庭的保育事業を開始し、当初 3 人定員でスタートしましたが、研修を終えた補助員の確保などにより、平成 25 年 1 月からは定員 5 人に拡充を図りました。また、個人型家庭的保育事業においても、補助員等の研修を終え、年度内にはほぼ国制度に移行することができ、保育の質を向上させるとともに、関連歳入の増額を図りました。

5 公立保育園の弾力運用による保育定数の拡大(待機児童解消に向けた取り組み) 【行革推進事業】(子ども育成課)

保育ニーズの拡大に伴う入園希望者及び待機児童の増加に対応するため、既存の公立保育施設での運用定数の拡充を図ります。
(目標指標:運用定数の拡充を図ります。)

■ 達成状況 ■

課内検討チームにおいて、エリア別・年齢別の待機児童数、入所児童数の現状等を検討し、平成 25 年 4 月から公立保育園 2 園(上連雀、中原)において、0 歳児クラスを廃止し、それぞれ待機児童の多い 1 歳児クラス 10 人、2 歳児クラス 18 人の増員を行いました。既存の保育室の区画変更等の対応により待機児童の解消を図るとともに、1、2 歳児の定数を増やしながらも、保育士を 1 人減員とすることにより経費の削減を図りました。

6 保育所保育料改定に向けた取り組み (子ども育成課)

待機児童解消に向けた取り組みとして保育所を新設し、保育事業に係る経費が増加傾向にあることや、保育所保育料を平成 9 年以降改正していないこと等を踏まえ、保育所保育料負担金収入の低所得者層への福祉サービスとしての配慮を確保しながらも、受益と負担のバランスを考慮し、国や東京都の動向を見極めながら、平成 25 年 4 月以降の保育料基準額表の改正に向けた検討を行います。

(目標指標:認可保育所の保育料の適正な負担について検討します。)

■ 達成状況 ■

保育所運営に係る経費負担の適正化を図るため、庁内検討組織での検討、健康福祉審議会での諮問、答申を経て、平成 25 年4月から保育料の改定を行いました。保護者に対しては、改定内容について通知により丁寧な説明を行いました。また、保育料改定に伴う保育システムの改修経費について、東京都の補助金を活用し、財政負担を減らすことができました。

7 学童保育所の整備

(三小・高山小学童保育所整備事業)

(児童青少年課)〈「施政方針」掲載事業〉

第三小学校の建替えに伴い、仮施設で保育している三小学童保育所を校舎の建替工事完了後、学校敷地内に新たに建設するため基本設計、実施設計を行います。また、現在、学校敷地内の施設と分室の2か所で保育を行っている高山小学童保育所についても、入所児童の増加や教室の不足が見込まれるため、それぞれ移転を行い、牟礼四丁目地内に新たに2階建の高山小学童保育所A・Bを建設するため、基本設計、実施設計を行います。

(目標指標:三小及び高山小学童保育所の基本設計、実施設計を行います。)

■ 達成状況 ■

高山小学童保育所の設計業務が、建築確認申請に時間を要しましたが、計画全体としては順調に進捗しました。また、新しい施設が学校敷地外での整備となるため、登所、降所時の安全対策については、今後も保護者と協議を行い、学校の協力を得ながら検討していくこととしました。

三小学童保育所については、関係者の要望を確認しながら設計を進め完了しました。

8 学童保育所の待機児童解消に向けた取り組み(児童青少年課)

〈「施政方針」掲載事業〉

学童保育所の待機児童対策として、むらさき子どもひろばのプレイルームを一時的に転用し、四小学童保育所として定員を 20 人増員し活用します。また、暫定的に六小学童保育所に 10 人、南浦小学童保育所に 20 人の受入人数の増員を行い、運用定員を拡充します。

(目標指標:運用定員の拡充と保育環境を改善します。)

■ 達成状況 ■

連雀学園内の学童保育所については、運用定員の拡充により、待機児童を減少させることができました。また、庁内のプロジェクト・チームにおいて、学童保育所のあり方の検討を行うとともに、井口小学童保育所については、新たに、井口小学校隣接地を学童保育所用地として取得し、設計業務を実施しました。

9 児童手当支給事業の円滑な運営

(子育て支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの児童を養育している保護者等に対して児童手当を支給します。制度の周知徹底を図り、申請漏れのないよう丁寧な対応を行い、円滑で確実な支給事業の運営に努めます。

(目標指標:制度の周知徹底、丁寧な市民対応などにより、申請漏れを生じさせないよう努めます。)

■ 達成状況 ■

所得制限導入など新たな制度変更に関する広報や丁寧な市民対応を繰り返し行った結果、円滑な支給事業の運営を図ることができました。

事務取扱規則の規定整備については、総務部と綿密な調整を行ったため時間を要したものの、システム変更は計画どおり完了し、円滑な支給事業を行いました。また、現況届の提出の際添付書類に漏れないよう、返信用封筒に必要

書類のチェック欄を設けた結果、書類不備の現況届がほとんどなくなり、大幅な事務の効率化・手当支給の円滑化を図ることができました。

10 乳児家庭全戸訪問の推進

(子ども育成課)〈「施政方針」掲載事業〉

地域の民生・児童委員がおおむね生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。事業実施にあたっては新生児訪問指導事業やはじめての絵本(ブックスタート)事業と連携し、情報共有を図ります。この取り組みを乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会の一つとすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児とその家族の健全な育成環境の確保に努めます。

(目標指標:民生・児童委員による訪問率の向上により、乳児とその家族の健全な育成環境の確保に努めます。)

■ 達成状況 ■

事業の実施にあたって、はじめての絵本(ブックスタート)事業とのスムーズな連携を図るとともに、民生・児童委員と調整を図りながら訪問率の向上に努めました(訪問件数 1,417 件:訪問率約 94%・絵本配布数 1,434 冊)。また、訪問後の報告書や民生・児童委員から直接寄せられる情報などに丁寧に対応し、要支援家庭に対しては、関係機関との連携を図りながら対応しました。

11 児童虐待対応機能の強化

(子ども育成課)〈「施政方針」掲載事業〉

児童虐待を早期に発見し対応していくためには、関係機関との連携が不可欠であることから、東京都補助金を活用し、子ども家庭支援センターに関係機関との調整等を行う虐待対策コーディネーターを新たに配置し、組織的対応の実効性を高め、児童虐待の早期発見・早期対応の取り組みを強化します。また、家庭で暮らすことのできない子どもを養育する養育家庭(ほっとファミリー)制度の普及を推進します。

(目標指標:三鷹市における虐待への組織的対応の実効性を高めます。)

■ 達成状況 ■

都補助金を活用して虐待対策コーディネーターを専任で配置することにより、今年度開設した保育園やこれまで連携実績が少なかった学校、幼稚園などに個別訪問し、子ども家庭支援ネットワークとの連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応につなげました。また、養育家庭(ほっとファミリー)体験発表会を行うなど、養育家庭(ほっとファミリー)制度の普及推進活動を行いました。今後は、ネットワーク機関における組織的対応の実効性を高めつつ、虐待に至る前の予防の強化に取り組んでいきます。

12 三鷹台団地周辺地区子育て支援施設等の検討(子ども育成課)

市が三鷹台団地に取得した用地において、子育て支援施設の統合・再配置を含め、複数の施設の複合化に向け、関係部署との連絡・調整を図りながら、早急に実施に向けた検討を行います。また、老朽化の進んでいる三鷹台保育園については、新施設の統合・再配置までの間、近隣地に仮設園舎を確保し、耐震性に心配のない園舎で安全な保育を実施します。

(目標指標:庁内関係部署との調整を図りながら、子育て支援施設の整備基本方針を策定します。)

■ 達成状況 ■

三鷹台保育園の仮園舎については、近隣地で民間事業者が建設する保育園施設を統合保育園(三鷹台・高山)ができるまでの間、市が借り上げることができ、耐震性の課題をスピーディに解消しました。また、平成 24 年 11 月に策定した「三鷹台団地周辺子育て支援施設等整備・再配置基本プラン」では、2つの地区の整備・再配置を効率的に進めることで、施設利用の継続性を図りながら、整備期間中の代替施設対応を極力少なくするとともに、整備のスケジュールを前倒しすることができました。

都市整備部の 「運営方針と目標」の達成状況

都市整備部長
都市整備部調整担当部長
都市整備部広域まちづくり等担当部長

大石田 久宗
若林 俊樹
板橋 弘二

まちづくり推進課

公共施設課

道路交通課

建築指導課

水再生課

緑と公園課

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。
- 緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。
- 公共施設の効率的な維持・保全・活用を図り、都市再生に向けた推進体制の整備を進めます。公共施設のデータベースシステムをもとに、施設

保全情報の一元的管理を行います。

- 下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化、都市型水害対策の促進を図ります。

各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、水再生課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現をめざし、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、再開発及び住宅政策、②公共施設の一元管理、③道路、橋りょう等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

■ 2 ■ 部の経営資源（平成 24 年 4 月 1 日現在）

①職員数

■職員数

都市整備部職員 119 人

■職員比率(正規職員)

都市整備部 119 人／市職員 1,016 人

→ 職員比率 約 11.7 %

②予算規模

■予算規模

平成24年度都市整備部予算額

一般会計 3,043,109,000円

下水道事業特別会計 2,716,342,000 円

実施方針

●緑と水の公園都市を目指す事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、平成 23 年度に策定した緑と水の基本計画 2022 に基づき、大沢の里整備事業を始めとする拠点整備、自然緑地等の保全、公園緑地等の公有地化や整備の促進など、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携を図りながら、秋に東京都と共催で開催する「第 29 回全国都市緑化フェアTOKYO」や同会場内で予定している「ガーデニングフェスタ 2012」を実施するとともに、市民参加で取り組む街かど花壇づくりや花と緑の広場の運営等を推進します。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組みます。

●まちづくり3計画の推進

都市再生、防災の強化、緑と水等地域資源の維持・保全・活用、環境への配慮、調和のとれたまち並みの創出等をめざしたまちづくりを進めるため、まちづくり3計画(土地利用総合計画 2022、緑と水の基本計画 2022 及び三鷹景観づくり計画 2022(仮称))の策定作業を平成 23 年度に行いました。三鷹景観づくり計画 2022(仮称)及び三鷹市景観条例(仮称)については、スケジュールを見直し、素案の作成までの取り組みとなりました。

平成 24 年度は、三鷹景観づくり計画 2022(仮称)の策定と三鷹市景観条例(仮称)を制定し良好な景観形成を進めるとともに、策定したまちづくり3計画に基づき、「高環境・高福祉」のまちづくりをめざし、豊かで高品質なまちづくりに取り組み、三鷹市の将来像である「緑と水の公園都市」の実現をめざします。

●都市計画道路の整備及びバリアフリー化の推進

都市計画道路等の幹線道路の適切なネットワーク化を図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組みます。

市施行の都市計画道路の整備としては、引き続き三鷹都市計画道路3・4・13 号及び「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して事業着手した三鷹都市計画道路3・4・7号の八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235mについて、用地買収に取り組みます。

バリアフリー化の推進に向けては、バリアフリーのまちづくり基本構想 2022 に基づき、道路をはじめとしたバリアフリー化事業に積極的に取り組みます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援し、協働の取り組みを推進します。

●東京外かく環状道路計画

市は、三鷹地区検討会等で提起された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、事業化後の各段階において確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に対し強く要請します。

また、市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、新たにふれあいの里として土地利用総合計画 2022 等で位置づけした「北野の里(仮称)」の整備に向けて、市民参加により蓋かけ上部の利活用を検討するなど、市民及び関係機関の協働によるまちづくりを積み上げ、地域の特性を活かした創造的なまちづくりの展開を図ります。

●三鷹駅前再開発事業の推進

三鷹駅前地区再開発基本計画に基づき、安全と安心のまちづくり、都市の活性化、良好な市街地の形成、まちの個性の創出という4つの基本的な視点にバリアフリーのまちづくりや、協働のまちづくりの視点を加えて積極的に取り組みます。

また、三鷹駅南口の核となる三鷹駅南口中央通り東地区は、市街地再開発事業等を活用した面的なまちづくりについて検討し、三鷹駅前地区の活性化の拠点施設となるよう検討を進め、事業化に向け支援を行います。

●都市交通環境の整備

交通総合協働計画 2022 に基づき、地域公共交通活性化協議会において協議を行いながら、公共交通環境の充実に向けた事業実施を検討します。バス交通については、コミュニティバス事業基本方針に基づき、既存路線について、都市再生事業と連携を図りながら見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

また、駐輪場整備基本方針に基づき、利便性の高い駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化などについて推進します。また、鉄道駅周辺の放置自転車対策として、駐輪場を拡充するため市有地の立体的活用や民有地の有効活用を図るとともに、放置自転車の撤去方法の見直し等により、自転車利用環境の改善を推進します。さらに、自転車に関係する事故が増加していることから、三鷹警察署と連携して自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

●耐震改修促進計画の改定

先の東日本大震災を機に建築物の耐震性への関心が高まる中、平成 23 年度には東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例が施行されるとともに東京都耐震改修促進計画が改定されました。市ではこれらのことを踏まえ、対象建築物の耐震化をより一層計画的に進めていくため耐震改修促進計画の改定を行います。また、具体的な施策として、特に特

定緊急輸送道路沿道建築物について、東京都と連携を図りながら優先的に耐震化を促進します。

●下水道事業の推進

合流式下水道改善計画に基づき、引き続き雨天時の越流水による河川の汚濁防止対策に取り組むとともに、集中豪雨による都市型水害に対応するため、雨水管等の整備を推進します。また、地震対策として下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)に基づき、下水道施設の耐震化整備と井の頭ポンプ場への非常用自家発電設備設置に向けた実施設計を行うなど、広く市民の安全安心の生活環境の確保に努めます。

今後も健全な下水道経営と安定した下水道サービスの提供を図るため、中期的なビジョンを示した下水道経営計画(仮称)の策定に向けた検討を行います。さらに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入等について、関係機関との協議を進めるとともに、編入までの間、東部水再生センターの延命化に取り組めます。

●建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等の遵守は、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。このため、庁内関係部課はもとより「雑居ビル等に関する三鷹市安全対策連絡協議会」において、構成メンバーである警察、消防及び保健所と積極的な連携を図りながら、建築安全マネジメント計画(仮称)を策定し、建築物の安全性確保の取り組みを推進します。

●公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

市の重要な経営資源である公共施設について、平成 23 年度に策定した公共施設維持・保全計画 2022 に基づき、効率的な維持・保全・活用や長寿命化の対応を進め、ファシリティ・マネジメントの推進を図ります。その中で、防災上重要な公共建築物についての耐震化を優先的に進めるとともに、その他必要な施設についても、耐震化を促進します。また、市有地の利活用や建替、施設の再配置など、多様な取り組みを進めます。

さらに、公共施設の維持管理業務の見直しや、公共施設の適正で効率的な質の高い維持管理

運営のあり方の検討を行い、「公共施設総点検運動」のさらなる推進を図ります。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 三鷹景観づくり計画 2022(仮称)の策定 (まちづくり推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市にふさわしい、地域特性を活かした景観の保全と創出を図るため、景観法に基づく景観計画として三鷹市景観づくり計画 2022(仮称)を策定します。

計画の策定にあたっては、東京都から景観行政団体の移行を受け、パブリックコメントや住民説明会等を実施し、市民意見を反映しながらとりまとめます。

また、三鷹市景観条例(仮称)の制定及びまちづくり条例の改定をあわせて実施し、開発事業等を中心とした適切な誘導により、良好な景観形成を進めます。

(目標指標:三鷹市景観づくり計画 2022(仮称)を策定するとともに、三鷹市景観条例(仮称)を制定します。)

■ 達成状況 ■

三鷹市は、平成 25 年2月1日付けで東京都より景観行政団体の移行を受け、これまで以上に質の高い、総合的なまちづくりを推進するために、地域特性や市民意見を反映した三鷹市景観づくり計画 2022 を策定しました。

また、平成 24 年 12 月に三鷹市景観条例を制定し、平成 25 年2月1日からその一部を施行するとともに、同年4月1日から全面施行していきます。

2 耐震改修促進計画の改定 (建築指導課)〈「施政方針」掲載事業〉

建築基準法による新耐震基準(昭和 56 年6月 1 日施行)以前に建築された建築物の耐震性を向上させることにより震災による倒壊等の未然防止と都市の防災性を高めるため、平成 20 年に耐震改修促進計画を策定しました。これまでも建

物所有者に対する情報提供や木造住宅の耐震診断と改修について財政的支援を行うなど耐震改修の促進に取り組んできましたが、先の東日本大震災を機に建築物の耐震性への関心が高まる中、平成 23 年度に東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例が施行されるとともに、東京都耐震改修促進計画が改定されました。市ではこれらのことを踏まえ、対象建築物の耐震化をより一層計画的に進めていくため耐震改修促進計画の改定を行います。

(目標指標:耐震改修促進計画を改定します。)

■ 達成状況 ■

平成 24 年 12 月に改定素案を策定し、パブリックコメントを実施しました。その結果を反映し、三鷹市耐震改修促進計画(改定)を平成 25 年3月に策定しました。

3 特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進

(まちづくり推進課・建築指導課)
〈「施政方針」掲載事業〉

平成7年の阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊により幹線道路が分断され、緊急車両の通行が妨げられて、被害が拡大しました。

緊急輸送道路は震災時の救急救命活動及び物資輸送などの支援活動の生命線となり、復旧・復興の大動脈として重要な役割を果たします。

このため東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物に耐震化状況の報告と耐震診断を義務付ける、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例を策定し、平成 23 年6月に三鷹通りと東八道路の一部を特定緊急輸送道路に指定しました。市では、耐震改修促進計画にも位置づけられているこれらの道路沿

道の建築物について、平成 23 年度から耐震診断助成を行っており、平成 24 年度は、耐震改修等についても国・東京都・市共同で助成を行い、耐震化を促進します。

(目標指標:特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進し、耐震診断については対象建築物数の 50%の完了をめざします。)

■ 達成状況 ■

耐震診断は平成 25 年度、耐震補強設計は平成 26 年度、耐震改修は平成 27 年度までが助成の条件となっています。平成 24 年度は、マンション3棟及びその他建築物1棟の耐震診断が完了しました。件数としては対象の 26 棟中4棟と目標には至りませんでした。耐震診断の予算額上では、概ね 1/2 を完了しました。平成 25 年度においては、残りの事業の完了をめざし、建物所有者に対するさらなる働きかけを行っていきます。

4 駐輪場整備基本方針の推進

(道路交通課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 23 年度に策定した駐輪場整備基本方針に基づき、利便性の高い駐輪場の整備や受益者負担の適正化などについて推進します。平成 24 年度は、有料化した三鷹駅周辺の駐輪場の運営適正化を進めるとともに、平成 25 年度から運営予定の井の頭公園駅、三鷹台駅及びつつじヶ丘駅周辺の駐輪場の整備に取り組みます。

また、自転車利用者のマナー向上や放置自転車対策の推進など総合的な対策に取り組めます。

(目標指標:駐輪場整備基本方針に基づき、三鷹駅周辺の駐輪場の運営適正化を推進するとともに、井の頭公園駅、三鷹台駅及びつつじヶ丘駅周辺の駐輪場の整備に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

平成 24 年度は、駐輪場整備基本方針に基づき、4月から有料化した三鷹駅周辺の駐輪場の運営を開始しました。また、平成 25 年度から有料化する井の頭公園駅及びつつじヶ丘駅周辺駐輪場の整備及び指定管理者の指定を行いま

した。

なお、三鷹台駅周辺につきましては、三鷹台第1駐輪場用地の建築事業のため、平成 26 年度に見送りました。

5 用途地域等に関する指定方針及び指定基準(仮称)案の策定(まちづくり推進課)

〈「施政方針」掲載事業〉

平成 24 年4月に東京都から市に権限移譲された用途地域の都市計画決定について、市街地の無秩序な開発を抑制し、居住環境の保護、商工業等の利便増進を図るため、都市基盤や市街地の整備状況等地域の特性に応じた適切な指定とし、平成 24 年3月に策定された土地利用総合計画 2022 に基づいて「緑と水の公園都市」を実現するため、用途地域等に関する指定方針及び指定基準(仮称)案を策定します。

策定にあたっては庁内プロジェクト・チームを設置し、助言者による講義、勉強会等を行うことにより職員の都市計画(用途地域)に対する理解を深めたうえで、用途地域指定にあたっての課題を抽出します。その後、プロジェクト・チームによる課題解決のための方針、基準の検討を行い、「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準(仮称)」の案を策定します。

(目標指標:「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準(仮称)案」を策定します。)

■ 達成状況 ■

「用途地域等検討プロジェクト」を設置し、都市計画の学識経験者から、用途地域上の課題についての講義を受け、研究・検討を開始しました。また、ワークショップ形式により議論を進め、並行して東京都協議を行い「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準構成案」を作成しました。

平成 25 年度は、引き続き「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準(原案)」の検討を進め、土地利用現況等調査を行いながら指定基準の策定に取り組んでいきます。

6 三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの 推進(まちづくり推進課・道路交通課) 〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹都市計画道路3・4・10号(三鷹台駅前通り)については、地域住民や関係権利者の意向を踏まえ、計画幅員や駅前広場のあり方等について検討し、都市計画変更手続きに向けて取り組みます。また、関係権利者や地元住民等の意見を聴きながら、まちづくり条例の規定に基づく「地区整備方針」の策定に向けて検討を進めます。地域のまちづくり活動については、引き続き、(株)まちづくり三鷹とともに支援を行います。

また、三鷹台まちづくり協議会からの「三鷹台駅前通りへの歩道設置に係る緊急提言」を受け、早急な事業実施の必要性がある三鷹台駅周辺区域(三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延長約232m)について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行うため、引き続き用地取得35.18㎡(土地開発公社対応)及び電線共同溝の実施設計等を行います。

(目標指標:まちづくり推進地区整備方針の策定に向けて検討し、電線共同溝の実施設計等を行います。)

■ 達成状況 ■

三鷹台駅前地区整備方針については、方針の大きな柱となる交通関係の計画を地権者と調整してきました。今後、地権者との調整を深めるとともに、地域住民等の意見を広く聴きながら、整備方針を策定していきます。

また、市道第135号線(三鷹台駅前通り)整備に係る用地については、予定どおり取得することができました。電線共同溝の実施設計等は、設計監理や関係機関等との協議調整が円滑に進捗し、予定通り完了することができました。

7 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業 の支援(まちづくり推進課) 〈「施政方針」掲載事業〉

UR都市機構との連携を強化し、三鷹駅南口中央通り東地区(三鷹センター周辺・文化劇場跡地)の再開発事業が、市の「表玄関」のシンボ

ルとして、地区の活性化の拠点施設となるよう、コンセプトを確立する等の検討を進め、地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。

(目標指標:高度利用地区・市街地再開発事業等の都市計画素案を作成します。)

■ 達成状況 ■

UR都市機構を中心とした関係地権者が、当該地区の市街地再開発事業に向けて勉強会や商業部会を開催し、施設計画案の検討を行っています。

一方、市は、事業地内の土地を再開発事業用地として先行取得するとともに、早期事業化を推進するため、分棟方式による施設計画の検討案である「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業における市の基本的な考え方」を示しました。これを受けて、協議会では分棟方式による施設計画も併せて検討を行うこととなりました。

8 環境に配慮した新川一丁目用地の売却 (公共施設課)〈「施政方針」掲載事業〉

第4次基本計画の「サステナブル都市プロジェクト」の一環として、約8,000平方メートルの新川一丁目用地について「サステナブル都市・三鷹『エコタウン新川一丁目地区』」事業を展開します。

新川一丁目用地をプロポーザル方式により売却し、民間事業者による先進的な技術やアイデアを活用した「エコタウン新川一丁目地区」の実現をめざします。プロポーザルの実施にあたっては、市のサステナブル都市像を踏まえ、長く住み続けたいと実感できるサステナブルで、環境にやさしいエコに配慮したまちづくりの視点を重視して進めます。

(目標指標:新川一丁目用地を環境に配慮してプロポーザル方式により売却します。)

■ 達成状況 ■

10 月に「エコタウン新川一丁目地区」事業プロポーザル審査会を実施し、太陽光発電の設置、屋上緑化、カーシェアリング、自転車シェアリングの導入などの環境への配慮や、長期優良住宅の認定取得、さらに、コミュニティ施設の地域への開放などを含めた集合住宅計画を提案した事業者に売却しました。

9 第 29 回全国都市緑化フェアの開催と花と緑のまちづくりの推進

（緑と公園課）〈「施政方針」掲載事業〉

井の頭恩賜公園内で東京都と共催で実施する「第 29 回都市緑化フェアTOKYO」及び同会場内で予定している「ガーデニングフェスタ 2012」について、市民緑化推進委員会を始めとする市民や関係事業者等の協力を得ながら、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携し実施します。また、市民との協働によるモデル花壇づくりや公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備、ふれあいの里のイベントを同協会に委託し実施します。

その他、同協会が行うイベントや講座、人材の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を継続して行います。

（目標指標：第 29 回全国都市緑化フェアTOKYO を実施するとともに、花と緑のまち三鷹創造協会が行う事業や円滑な運営を支援します。）

■ 達成状況 ■

第 29 回全国都市緑化フェア TOKYO を東京都等と連携しながら、市独自の事業を市民協働により展開しました。開催にあたっては、全国規模のイベント開催と三鷹市の PR を最小限のコストで行うことができました。また、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携・調整を図りながら、市民緑化推進委員会等の市民との協働により「ガーデニングフェスタ 2012」を開催しました。あわせて、コミュニティガーデン及び街かどの花壇整備等の事業においても市民協働で取り組み、広く市民の緑化意識の啓発や地域コミュニティの拡充を図りました。

10 東京外郭環状道路等

（北野の里（仮称）・周辺地域のまちづくり）
に向けた調査・検討（まちづくり推進課）

〈「施政方針」掲載事業〉

市は、三鷹地区検討会等で市民から提起された課題に対し、国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に強く要請します。

ジャンクション周辺地域のまちづくりについては、新たなふれあいの里として土地利用総合計画 2022 等で位置づけした「北野の里（仮称）」の整備に向けて、市民参加により蓋かけ上部の利活用等の検討準備を行うとともに、周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組みます。

また、多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき代替農地の維持管理に係る実証実験を行うなど、市民生活への影響に関すること等を市独自の視点から検証します。

（目標指標：地域環境への保全対策を国及び東京都に要請するとともに、ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したみちづくりについて調査・検討を行います。）

■ 達成状況 ■

平成 24 年4月には、高速道路会社が国土交通省とともに事業主体となり、本格的な用地買収が進められています。

市は、「対応の方針」が確実に実行されるよう国・東京都に要請するとともに、東京外かく環状道路の計画が本市に与える影響や対策について、専門的な助言を受けるため、助言者会議を開催しました。

また、ジャンクション周辺地域のまちづくりについては、平成 25 年度に国及び東京都の協力を得て、市民参加による「北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップ」を開催する方向で調整を行っています。

さらに、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、代替農地の維持管理について、引き続き「農地機能復元のための方法」や「当該地において収穫される農産物の品質」などを検証しました。

11 「農地保全条例(仮称)」の制定に向けた検討(緑と公園課・生活経済課) 〈「施政方針」掲載事業〉

潤いのある景観や新鮮な農作物の提供など、多面的で公益的な機能を有する都市農地を守るため、庁内の関係部署等をメンバーとしたプロジェクト・チームを中心に、「都市農地保全条例(仮称)」の制定に向け検討を進めます。

検討にあたっては、農業振興計画 2022、緑と水の基本計画 2022 等の各計画を踏まえ、都市農地の抱える現状把握と課題抽出を進めるとともに、国や東京都の関わりと役割分担の確認、具体施策などの検討を行います。
(目標指標:「都市農地保全条例(仮称)」の制定に向けた検討を行います。)

■ 達成状況 ■

都市農地保全条例(仮称)の制定に向け、プロジェクト・チーム作業部会の中で関係部局における問題点の抽出や整理を行い、全体会で情報共有を図りました。また、都市農地の保全に係る先進都市等の視察を実施し、他の自治体の取り組み状況や課題等を把握することができました。今後の取り組みの方向性や進捗、国・東京都等との関わりについて、より具体的な施策内容の研究を進めるため「都市農地保全条例制定に向けた基本的考え方」を取りまとめました。

12 みたかバスネット及び交通総合協働計画 2022 の推進(道路交通課) 〈「施政方針」掲載事業〉

コミュニティバス事業基本方針に基づき、みたかバスネットについては、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)へのアクセスの確保など都市再生事業と連携を図りながら進めます。

また、交通総合協働計画 2022 に基づき、地

域公共交通活性化協議会で協議し、公共交通環境の充実に向けた事業を実施します。

(目標指標:既存のコミュニティバスルートの見直しについて検討します。)

■ 達成状況 ■

みたかバスネットの推進については、新川・中原ルートの利用状況の確認・検証をするためのフォローアップ調査を実施し、運行効果を確認しました。

なお、「交通総合協働計画 2022」に基づき、オンデマンド乗合タクシーサービスの実証実験運行に向け協議を行ない、地域公共交通活性化協議会で検討しました。

13 災害に強い下水道の整備の推進 (地震対策事業、都市型水害対策事業) (水再生課) 〈「施政方針」掲載事業〉

集中豪雨による都市型水害に対応するため、浸水被害の発生する恐れがある箇所について道路雨水貯留浸透施設の設置を実施するとともに、緊急を要する中原地区において雨水貯留施設等の整備を引き続き実施します。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、被災地において下水道施設を含むライフラインが大きな被害を受けており、下水道地震対策整備の重要性を再認識したところです。平成 24 年度は、震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざし下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)に基づいた耐震化工事と次年度の実施設計を行うほか、井の頭ポンプ場の非常用自家発電設備の実施設計、東部水再生センターの耐震調査を実施し、災害に強い下水道施設の推進を図ります。

(目標指標:雨水貯留施設の整備約 400 m³、道路雨水貯留浸透施設の設置 255m、防災拠点に関連した下水道施設の耐震化の整備及び平成 25 年度に向けた実施設計、非常用自家発電設備設置の実施設計、東部水再生センターの耐震調査等を行います。)

■ 達成状況 ■

都市型水害対策として、中原地区に雨水貯留施設(約 400 m³)等の整備を行うとともに、井の頭地区に雨水貯留管(延長約 68m)の整備を実施しました。また、大沢地区の浸水被害の恐れがある箇所道路雨水貯留浸透施設(延長約 246 m)を設置しました。

地震対策としては、下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)に基づき、井の頭ポンプ場の非常用自家発電設備の実施設計及び東部水再生センター等の耐震調査を行うとともに、市内の防災拠点8か所の下水道施設耐震化整備を実施しました。また、平成 25 年度工事(7か所)の実施設計を行いました。

14 下水道経営計画(仮称)の策定に向けた取り組み(水再生課)

〈「施政方針」掲載事業〉

安定した下水道経営と下水道サービスの提供、管理の適正化等、計画的、効果的及び効率的な事業の推進を図るため、今後の事業計画と経営見通し等の中期的なビジョンを示した下水道経営計画(仮称)の策定に取り組みます。策定にあたっては、下水道施設の地震対策や長寿命化、合流式下水道改善事業、東部処理区の流域下水道への編入等のさまざまな課題を含め、下水道経営の視点から調査・検討する中で、下水道使用料のあり方についても検討を行うとともに、使用料等審議会等に報告することにより、市民の意見を反映しながら検討を進めます。

(目標指標:基本方針を策定します。)

■ 達成状況 ■

「下水道経営計画(仮称)策定にあたっての基本的な考え方、下水道使用料見直しにあたっての基本的な考え方」(案)をまとめ、使用料等審議会に報告を行い、意見を求めました。また、今後取り組んでいく事業施策や事業費について、検討していきます。

15 公共施設総点検運動による維持管理費の縮減【行革推進事業】(公共施設課)

〈「施政方針」掲載事業〉

ファシリティ・マネジメントの視点から、公共施設の長寿命化をめざした適正で効率的な質の高い維持管理を実現するため、公共施設総点検運動に取り組みます。取り組みにあたっては、平成 23 年度に庁内に設置した「公共施設の管理適正化調査・検討チーム」による調査・検討を踏まえ、公共施設の維持管理業務の見直しを推進します。

平成 24 年度は、市民センター、教育センター、三鷹図書館(本館)に係る維持管理業務の仕様の見直しによる適正な業務内容と作業量の設定や、適正な価格設定などの検討を通して、公共施設の維持管理費等の経費の削減及びサービスの質の維持・向上を図ります。

(目標指標:公共施設の維持管理費の縮減を図ります。)

■ 達成状況 ■

市民センター、教育センター、三鷹図書館(本館)に係る維持管理業務について、個別施設の見直しに加え、近接する3施設を一括して管理する方式を取り入れることで、より効率的な管理とするとともに、コスト面では、前年度比 7.3%減とすることができました。また、仕様書の見直しを行い、管理の質を高めました。

16 東京都水道局との連携(水再生課)

都営水道事業の事務委託解消により、三鷹市から東京都へ水道業務が移行された後も、災害発生時における応急給水や事故発生時等における東京都水道局への情報提供等を円滑に行い、市民サービスの低下を招くことのないよう配慮します。平成 24 年度は、事務委託解消後の初年度にあたり、東京都水道局及び多摩地区都営水道 26 市町で構成する「多摩水道連絡会」を通じて、情報交換、調整等を行い、東京都水道局との連携体制を確立します。

(目標指標:災害発生時、事故発生時等を想定

した東京都水道局との連携体制を確立します。)

■ 達成状況 ■

「多摩水道連絡会」を通じて、水道事業、災害対応等に係る情報交換、調整等を行い、東京都水道局との連携体制の確立に努めました。

教育委員会事務局教育部の 「運営方針と目標」の達成状況

教育部長兼教育部調整担当部長
教育部生涯学習担当部長

高部 明夫
清水 富美夫

総務課	スポーツ振興課
学務課	総合スポーツセンター 建設推進室
指導課	国体推進室
生涯学習課	社会教育会館
	図書館

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成をめざし、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育の推進を図ります。
- ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現をめざし、生涯学習基盤の整備や施策の充実により、市民の主体的な生涯学習を支援します。

各課の役割

教育部は、総務課、学務課、指導課、生涯学習課、スポーツ振興課、総合スポーツセンター建設推進室、国体推進室で構成する事務局と、社会教育会館、図書館などの所管施設で構成され、それぞれ、①教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、②通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、③学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、④生涯学習の推進、文化財保護、社会教育団体の育成等、⑤生涯スポーツの普及・振興、スポーツ施設の管理運営、⑥社会教育会館の管理運営、⑦図書館での資料収集・貸出、読書活動の推進などの役割を担っています。

■ 2 ■ 部の経営資源（平成 24 年 4 月 1 日現在）

①職員数

■職員数

教育委員会事務局職員 186 人
他団体からの派遣職員 3 人
→計 189 人

■職員比率(正規職員)

教育委員会事務局 189 人／市職員 1,016 人
→職員比率 約 18.6%

②予算規模

■予算規模

平成 24 年度教育委員会事務局予算額
一般会計 4,445,833,000 円
そのうち人件費を除く事業費の予算額
一般会計 3,976,789,000 円

実施方針

●教育ビジョン 2022 に基づく取り組みの推進

「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成をめざし、教育ビジョン 2022 に掲げる施策・事業の計画的な推進を図ります。施策・事業の推進にあたっては、保護者、地域住民の一層の参画促進を図るとともに、スクール・コミュニティの創造の視点から、生涯学習施策との一体的な推進や子ども政策部との連携強化を図ります。

●コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

コミュニティ・スクールの充実と発展をめざし、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図るとともに、保護者、地域住民が積極的に学校運営に参画し、組織的かつ継続的に学校支援が可能となるような体制づくりを推進します。

効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築をめざし、各学園の学園運営や教育活動の充実・発展を図るとともに、義務教育9年間の一貫した指導を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図ります。あわせて、進路指導やキャリア教育の徹底により、市民に積極的に選ばれ、15 歳の姿に責任をもつ公立学校をめざします。

●安全で快適な教育環境の整備

児童・生徒が安全で快適な教育環境で学べるように、校舎等の建替え、耐震補強工事、学校空調設備整備事業を計画的に推進するとともに、地域における防災等の拠点としての機能整備を進めます。また、ヒートアイランド現象の緩和、砂飛散防止、緑化推進等のため、学校校庭の芝生化を推進します。なお、これらの事業実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

さらに、学校ICT環境の再整備と最適化により、教職員の業務の効率化と情報セキュリティの向上を図るとともに、学校・家庭・地域の情報共有

を推進します。

●教育支援プラン 2022 の推進と総合教育相談室事業の充実

教育支援プラン 2022 に基づき、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かし、義務教育9年間を通じた継続的かつ系統的な教育支援を推進します。教職員への研修の充実、スクールソーシャルワーカーによる福祉・保健・医療等関係機関との連携の推進、学習指導員派遣事業の充実などを通じ、ゼロ歳から18 歳までの乳幼児・児童・生徒等、一人ひとりのニーズに応える教育支援を推進し、生活や学習上の困難を改善するとともに自立や社会参加に向けて取り組みます。

●生涯学習プラン 2022 に基づく生涯学習施策の充実

生涯学習プラン 2022 に基づき、「生涯学習の基盤づくり」、「生涯学習の機会と場の提供」、「生涯学習の支援」、「生涯学習によるまちづくり」の4つの基本施策のもと、市民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学習の機会を選択して学び、また学んだことを地域に返し、活かしていくという「学びの循環」の構築を推進します。

大沢の里水車経営農家の公開や大沢二丁目古民家(仮称)の整備をエコミュージアムのモデル事業として推進します。みたか都市観光協会などと連携し、魅力ある事業展開を進めます。

●市民スポーツ活動の推進とスポーツ祭東京2013(東京国体)の開催に向けた取り組み

市民の健康・体力の増進を図り、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる市民スポーツ活動の推進を図ります。また、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業における「健康・スポーツの拠点施設」の整備も踏まえ、「スポーツ推進計画(仮称)」の策定に向けた検討を行います。

スポーツ祭東京 2013(東京国体)の開催に向けて、スポーツ祭東京 2013 三鷹市実行委員会において、総合実施計画書を策定するとともに、本大会における円滑な競技運営等を行うためのリハーサル大会を実施します。

●健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進

健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備に向けた取り組みを推進します。

平成 25 年度に着工を予定している新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備に向けて、市長部局と連携し、関係する審議会、団体等との調整を図りながら、実施設計を取りまとめます。

また、平成 23 年度に策定した管理運営方針に基づき、他部門との事業連携や最適な施設サービスを提供するための管理運営計画の検討を進めます。

●南部図書館(仮称)の整備と効率的な図書館の管理・運営

公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、南部図書館(仮称)の整備に向けた取り組みを推進します。

効率的な図書館の管理・運営を行うため、引き続き、ICタグの活用を図り、市民の資料・情報の要望に迅速かつ的確に対応するサービスの向上をめざします。また、みたか子ども読書プラン 2022 に基づき、すべての子どもが、家庭・地域・学校など、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書環境の整備と充実に取り組みます。

●行財政改革の推進

学校給食の充実と委託化の推進、小・中学校の電力供給事業者の見直し、教育振興基金の充実による寄附が生み出すまちづくりの推進など、行財政改革アクションプラン 2022 に基づく取り組みを推進するとともに、事務事業総点検運動の継続的な実施を進めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展(指導課)

〈「施政方針」掲載事業〉

義務教育9年間の一貫した指導を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図るとともに、進路指導やキャリア教育の徹底により、市民に積極的に選ばれ、15 歳の姿に責任をもつ公立学校をめざします。

コミュニティ・スクールの充実・発展をめざし、学園評価(検証)の一層の充実など、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図るとともに、コミュニティ・スクールの理念を継承・発展するための地域人財の養成・育成に努めます。

効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築をめざし、平成 17 年に策定した「三鷹市立小・中一貫教育校の開設に関する実施方針」を見直し、新たな実施方針を策定します。また、

小・中学校の兼務発令を生かした小・中相互乗り入れ授業や学園研究を通して、積極的な学園内の交流を推進するとともに、三鷹市立学校人財育成方針を策定し、教員の人財育成を図ります。

(目標指標:コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の推進に係る新たな実施方針を策定します。また、教員の人財育成を図るため、三鷹市立学校人財育成方針を策定します。)

■ 達成状況 ■

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の全市展開、三鷹市教育ビジョン 2022 の策定、学習指導要領の改訂を踏まえ、三鷹市における小・中一貫教育推進の新たな基本方針となる「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方針」を 12 月に策定しました。

新実施方針に基づき、各学校が学園としての

一体感のある教育課程を編成することで、学園運営の充実が図られました。

また、3月に「三鷹市立学校人財育成方針」を策定し、三鷹市の教育に求められる教師像、経験や職層に応じて身に付けるべき能力とキャリアパスを明確にし、人財育成に関する様々な仕組みや制度を体系化しました。

2 健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進(新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備に向けた取り組み) (総合スポーツセンター建設推進室・社会教育会館) 〈「施政方針」掲載事業〉

健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備に向けた取り組みを推進します。

平成 25 年度から着工を予定している施設整備に向け、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、実施設計を取りまとめます。また、平成 23 年度に策定した管理運営方針に基づき、他部門との事業連携や最適な施設サービスを提供するための管理運営計画の検討を進めます。

(目標指標:市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、実施設計や管理運営計画の検討など事業推進に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

市長部局と連携し、庁内検討を進めるとともに、健康・スポーツ及び生涯学習分野の関係団体、審議会等との意見交換を行いながら、平成 23 年度より進めてきた実施設計を完了しました。

また、最適な管理運営体制を構築するための管理運営計画の策定に向け、平成 24 年3月に策定した管理運営方針にもとづき、指定管理業務の具体的な内容や利用料金・減免事項の設定などの検討を進めました。

3 三鷹中央学園第三小学校の建替え(総務課) 〈「施政方針」掲載事業〉

耐震性能の確保及び地域防災拠点としての

安全性を高めるとともに、教育環境の整備を図るため、平成 24 年 12 月末の新校舎完成と年度内の移転をめざし、第三小学校校舎の建替え工事を実施します。なお、建設期間中は、既存校舎を使用し、新校舎完成・移転後に既存校舎の解体を行います。

建設工事にあたっては、児童の安全確保の徹底を図るとともに、学校生活への影響をできる限り軽減するよう努めます。

また、事業実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

(目標指標:年内の新校舎完成と年度内の新校舎への移転をめざし、建設工事に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

当初計画どおり平成 24 年 12 月末に新校舎の建設を完了させ、備品搬入・引越しを実施し、平成 25 年2月 13 日から新しい校舎での授業を開始することができました。また、近隣住民への周知・報告として、1月 31 日に内覧会を実施し、2月 26 日に既存校舎の解体作業に伴う住民説明会を行いました。

なお、この事業実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成を受け、財源の確保に努めました。

4 スポーツ祭東京 2013(東京国体)の推進(国体推進室)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 25 年に開催する「スポーツ祭東京 2013」(第 68 回国民体育大会・第 13 回全国障害者スポーツ大会)に向けて、本大会の競技運営等を成功裡に収めるため、「リハーサル大会」を開催します。また、スポーツ祭東京 2013 三鷹市実行委員会において「スポーツ祭東京 2013 三鷹市開催総合実施計画書」を策定するほか、実施計画書の検証のための専門委員会の開催や、視察調査などを行います。さらに、スポーツ祭東京 2013 開催気運の醸成のためにイベント等啓発事業を実施します。

(目標指標:本大会の競技運営等を成功裡に収めるため、リハーサル大会を開催します。また、「スポーツ祭東京 2013 三鷹市開催総合実施計画書」を策定するとともに、開催気運の醸成を図るため、イベント等啓発事業を実施します。)

■ 達成状況 ■

三鷹市で実施する国体正式種目、アーチェリー・ソフトボール・サッカーの3競技のリハーサル大会を開催し、本大会における円滑な競技運営等に向けた準備を進めました。また、スポーツ祭東京 2013 三鷹市実行委員会で「スポーツ祭東京 2013 三鷹市開催総合実施計画書」を策定し、これを専門委員会において検証するとともに、ぎふ清流国体の視察調査を実施するなど三鷹市開催に向けた運営体制の強化に向けた取り組みを行いました。

さらに、大会開催の気運の醸成のために、カウントダウンセレモニーの開催や街路灯へのPRフラッグの設置、市内を走行する路線バス2台のラッピング、啓発ポスター等のデザイン画の公募と応募作品の巡回展示、市内イベントへの大会マスコットキャラクター「ゆりーと」の派遣等を実施しました。

5 学校耐震補強工事の実施

(総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

第二小学校西校舎、羽沢小学校体育館及び第五中学校南校舎の耐震補強工事を実施します。また、平成7年度から平成 12 年度に行った耐震診断結果において耐震補強工事を要しないとされた学校体育館について、その後の老朽化による影響が考えられることや、診断基準が改定されたことから、平成 23 年度から引き続き、体育館耐震診断内容再調査業務を実施します。

なお、これらの事業実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

(目標指標:平成 24 年度末に市立小・中学校校舎の耐震化率 100%をめざします。また、体育館耐震診断内容再調査業務を3校で実施します。)

■ 達成状況 ■

当初予定どおり第二小学校西校舎、羽沢小学校体育館及び第五中学校南校舎の耐震補強工事を完了しました。これらの工事により、平成 24 年度末で市立小・中学校校舎の耐震化率 100%を達成しました。

また、3校(南浦小学校、井口小学校、第六中学校)の体育館について、耐震診断結果確認を行いました。この結果、平成 23・24 年度の2か年度で結果確認を行った7校(第三小学校、第五小学校、中原小学校、北野小学校、南浦小学校、井口小学校、第六中学校)の体育館のうち、井口小学校を除く6校について耐震補強及び老朽化対応が必要と判明したことから、今後順次対応を進めていきます。

なお、耐震補強工事の実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成を活用し、財源の確保に努めました。

6 学校空調設備整備事業の実施

(総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

夏季の猛暑対策として、児童・生徒の良好な学習環境を維持し、適切な教育活動を実施するため、市立小・中学校の普通教室、特別教室等に空調設備を整備します。整備にあたっては、学校の授業への影響を最小限にするよう、他の工事の実施時期と調整を行います。

これらの事業実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

(目標指標:8校の空調設備整備工事を実施し、全ての市立小・中学校の整備完了をめざします。)

■ 達成状況 ■

当初計画どおり8校の空調設備整備工事を完了しました。これにより全ての市立小・中学校の整備を完了しました。

なお、この整備にあたっては、国・東京都からの補助・助成を活用し、財源の確保に努めました。

7 南部図書館(仮称)の整備の推進

(図書館)〈「施政方針」掲載事業〉

公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、南部図書館(仮称)の整備に向けて取り組みます。具体的には、市民会議の提言とパブリックコメントを反映して策定した基本プランをもとに、内装設備工事の実施設計に取り組みます。また、同財団との協働による特色ある事業等の実施に向け、同財団との協議その他の準備を進めます。

(目標指標:南部図書館(仮称)について、内装設備工事の実施設計に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

南部図書館(仮称)内装工事の実施設計では、南部図書館(仮称)基本プランに基づき、滞在型図書館として多様な閲覧席を設け、また、テラスを設置するなど、乳幼児から高齢者までがゆったりと過ごせる施設として、実施設計を策定しました。実施設計策定に当たっては、図書館協議会の意見を十分に反映しました。また、太陽光パネルを設置し、省エネに配慮する実施設計としました。

平成24年8月30日に同財団とパートナーシップ協定を締結し、また、郭沫若文庫をはじめとする貴重資料の展示方法等の調査研究を進め、展示方法の確定に向けた方針を策定しました。

8 学校ICT環境の再整備と最適化

(総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

小・中学校に児童・生徒用、教員用として整備しているICT機器等が更新時期を迎えることから、質の高い学校教育を実現するため、「効果的な授業を実施するためのICT環境」、「校務事務の効率化と改善のためのICT環境」及び「セキュリティ及び信頼性確保とコスト負担が両立するICT環境」をめざして、平成24年度から25年度の2か年度でこれらの再整備を行い、円滑な利活用を進めるとともに、適切なコスト負担等を含む最適化を実施します。

(目標指標:学校ICT機器等の整備・更新を実施します。)

■ 達成状況 ■

学校ICT環境の再整備に向けた仕様等の検討を行い、当初予定どおり一部のシステム・機器等の導入のための準備作業を進めています。平成25年度の夏休みを中心に市立小・中学校に配置しているパソコン等機器の更新を行うよう準備作業を進めています。

9 教育支援プラン2022の推進と総合教育相談室事業の充実(学務課)

〈「施政方針」掲載事業〉

教育支援プラン2022に基づき、個別指導計画・個別の教育支援計画の適切な作成、活用を図るとともに、学校管理職、教員等への質の高い研修を実施し、児童・生徒の将来を見通した指導・支援を推進します。

学習指導員派遣事業の充実を図るとともに、教育相談員等を活用したスクールソーシャルワークを拡充し、福祉・保健・医療等関係機関と連携した支援を行い、総合教育相談室事業の充実を図ります。

(目標指標:学校管理職、教員等への質の高い研修を実施します。教育相談員等を活用したスクールソーシャルワークを拡充し、総合教育相談室事業の充実を図ります。)

■ 達成状況 ■

教育支援プラン2022の推進を図るため、夏季を中心に教員等への教育支援関係研修会を実施し、個別指導計画・個別の教育支援計画の適切な作成、活用や関係機関との連携など、より具体的な内容について深めることができました。また、学校管理職が教員に対し、適切な指導が行えるよう、管理職研修の充実を図りました。

学習指導員派遣事業の充実を図るため、報告書の書式を統一し、派遣時間数を増やすことができました。

教育相談員を活用したスクールソーシャルワークについては、配置体制を2人に拡充したことにより、ニーズに対し、迅速に対応が行えるようになりました。

10 学校給食の充実と効率的運営

【行革推進事業】(学務課)

〈「施政方針」掲載事業〉

安全でおいしい学校給食と効率的な運営を推進するため、新たに第四小学校で給食調理業務の民間委託を実施します。また、平成 25 年度からの第二中学校の給食調理業務委託に向けて、事業者の選定など準備を行います。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」を通して、実施状況の確認と必要に応じた改善の検討を行い、学校給食の一層の充実を図ります。

(目標指標:給食調理業務について、平成 25 年度からの新たな1校での委託化の準備を行い、委託校を計 10 校とします。)

■ 達成状況 ■

平成 25 年4月から委託を実施する第二中学校の委託事業者の選定を、一般公募型プロポーザル方式により行いました。この結果、第二小学校、第四小学校、第六小学校、南浦小学校、中原小学校、井口小学校、東台小学校、第一中学校、第五中学校に加えて 10 校目の自校方式による学校給食調理業務の民間委託を実施しました。また、平成 24 年度から給食調理業務委託を開始した第四小学校においても学校給食運営協議会を設置し、学校給食の充実と円滑な運営を図っています。

11 教育振興基金の充実に向けた取り組み

(総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 24 年3月に創設した教育振興基金について、広報みたかや広報紙みたかの教育、市ホームページ等を活用し、幅広い市民への周知に努め寄附金を募集するとともに、寄附者の意思にそった効果的な活用を図ります。また、基金積立金の状況を踏まえつつ、より積極的な基金の活用方法についても検討します。

(目標指標:多様な媒体を活用し、幅広く市民に周知することにより、寄附による基金積立金の増額をめざします。)

■ 達成状況 ■

「みたかの教育」・「広報みたか」・ホームページを通じて、寄附を募るとともに、寄附の実績を公表し、教育振興基金の周知を図りました。4月から5月にかけて3件(計 1,150 千円)の寄附がありましたが、今後はより多くの寄附を募る必要があることから、さらに寄附の手順をわかりやすくするなど周知方法の工夫に努めます。また、基金の積極的な活用方法についても、引き続き検討を行います。

12 小・中学校の電力供給事業者の見直し

【行革推進事業】(学務課)

〈「施政方針」掲載事業〉

一般電気事業者(東京電力(株))との間で随意契約により取り交わしてきた電気需給契約について、すべての小・中学校(22 校)を対象として、PPS(特定規模電気事業者)との契約に見直し、経費の節減を図ります。

(目標指標:電気需給契約の見直しにより、小・中学校における電気料金の削減を図ります。)

■ 達成状況 ■

平成 24 年3月より東京電力(株)に替わり PPS(㈱エネット)と契約し、安定した電気の供給が行われました。この見直しにより、東京電力(株)と契約した場合の料金との比較で年間約 1,100 万円の節減効果が見られました。

13 校外学習施設のあり方の検討

【行革推進事業】(総務課)

校外学習施設「川上郷自然の村」について、平成 25 年度末に指定管理期間が満了することを踏まえ、施設の老朽化による維持補修経費の見込みや利用状況の推移、経営状況等の検証を行い、今後の施設の適切なあり方を検討します。

(目標指標:庁内プロジェクト・チームを設置し、年度末の報告書作成に向けて検討を進めます。)

■ 達成状況 ■

校外学習施設「川上郷自然の村」について、今後のあり方を検討するため、平成 24 年 6 月 15 日に「市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方検討チーム」を設置し、検討を重ねました。その結果、当面、施設運営を継続するものの、平成 26 年度以降の指定管理者の指定に当たっては期間を 3 年とし、施設の運営状況等を検証しつつ、継続して今後のあり方を検討することが妥当であるとの結論をまとめました。今後は、指定管理料の削減に向けて、営業期間の縮小を含めた経営改善の検討を行うとともに、指定管理者との連携強化による広報活動の充実やサービス性の向上などにより、利用者の拡大を図り、利益率の向上と一層の効果的な運営に取り組みます。

14 学校版環境マネジメントシステムの導入 (総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市環境方針に基づき、小・中学校における環境保全活動の推進と環境負荷低減に向けた取り組みの推進を図るとともに、施設管理に求められる環境関連法令の順守を徹底するため、学校版環境マネジメントシステムの導入・推進を図ります。

(目標指標:すべての市立小・中学校に学校版環境マネジメントシステムを導入し、円滑かつ効果的な運用を図ります。)

■ 達成状況 ■

全市立小・中学校で基本目標等の設定や教職員の研修を実施し、学校版環境マネジメントシステムの運用を開始しました。

5 月末から 6 月末にかけて、全校を巡回し、実施状況及び環境関連の法令順守が求められる設備・備品等(ボイラー、コンプレッサー、毒劇物など)を確認し、学校ごとに環境関連法規制チェックシートを作成しました。取り組みの状況をエネルギー使用量に照らし点検評価したところ、概ね順調な運用がなされていることが確認できました。今後は、実態に合わせた様式及び手引きに

ついて必要な見直しを行うとともに、児童・生徒の主体的な取り組みを奨励する表彰制度を導入します。